

平成27年第2回東大和市議会定例会会議録第11号

平成27年6月17日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

7番 森田憲二君

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（25名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	財政課長	川口莊一君
総務管財課長	中野哲也君	産業振興課長	乙幡正喜君

子育て支援課長 高橋宏之君  
子ども生活部 井上誠二君  
副参事  
健康課長 志村明子君  
環境部副参事 長瀬正人君

保育課長 宮鍋和志君  
青少年課長 中村修君  
ごみ対策課長 松本幹男君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。平成27年第2回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

今回、市民の皆様から多くの御支援を賜り、改めてこの市政壇上に送らせていただきました。この緊張感とともに改めて責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。今後とも市民の皆様とともにまちづくりを進め、尾崎市長、そして職員の皆様、先輩議員、同僚議員の皆様とともに、市民の命を最優先に、「子育てするなら東大和」を掲げる尾崎市長とともに、安全で住みよいまちづくり東大和市の実現のため、そして自由民主党議員らしい、今後とも真面目に活動に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き皆様、御指導、御鞭撻いただきますよう、何とぞどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず1番といたしまして、土日祝日における市民団体への公益活動支援の意味での公用車の貸し出しについてお伺いをいたします。

①といたしまして、他の自治体における現状と東大和市における現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、東大和市の空き家対策の今後についてお伺いをいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、3番といたしまして、不妊症・不育症に悩む御夫婦へのサポート体制の充実についてと、不妊症・不育症を含む全ての検診受診率向上を目的にしたカラーリボン運動の実施についてお伺いをいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わさせていただきます。どうぞよろしくお伺いをいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、市民団体への庁用車の貸し出しにおける他市の状況と当市の現状についてであります。現在、多摩地域において市民団体の公益活動支援のために庁用車を貸与している自治体はございません。また、当市におきましても市民団体への庁用車の貸与については行っておりません。

次に、課題についてであります。庁用車については、現在、当市の庁用自動車等管理規程の使用基準において、公務で使用する場合に限り使用することができることとなっております。また、運転手等の資格についても、原則、正規職員と規定しております。

次に、今後の取り組みについてであります。庁用車は市の車両であることから、厳格な安全運行が求められます。また、市の車両であることを明示するため、市名を表記しております。このため、広く一般市民へ貸し出すことは困難であるものと認識しております。

次に、空き家対策の現状についてであります。近年、市内におきましては、高齢化や相続の理由で管理不十分のまま放置された空き家が存在していることは承知しております。これらの管理されていない空き家は、景観上の問題や犯罪、放火の要因となるなど、周辺住民の生活環境にとって決して好ましい状況ではないものと認識しております。現在、市では放置された管理不十分な空き家について現場を調査し、所有者に対して雑草の除去や土地、家屋の適正な管理を依頼しております。また、防災、防犯の観点から警察署、消防署の巡回、警戒も依頼しております。

次に、課題についてであります。管理不十分な空き家がふえることで、次の4点の課題が考えられます。1点目は、家屋の老朽による倒壊の問題。2点目は、樹木や雑草の繁茂等により、車道の通行の妨げや隣接地へ枝や落ち葉の侵入、また鳥のすみかや蜂の巣の発生の問題。3点目は、管理不十分による景観上の問題。4点目は、犯罪や放火の要因となる問題であります。

次に、今後の取り組みについてであります。現在行っております所有者に対する雑草の除去や、土地、家屋の適正管理の依頼を引き続き行い、理解を求めてまいりたいと考えております。また、平成27年6月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に対応するために、市内の空き家等の実態把握や各種対策を実施するための体制整備について、調査研究を行う必要があるものと認識しております。

次に、不妊症・不育症のサポート体制等の現状についてであります。市では精神的、経済的な支援といたしまして、不妊症の御夫婦を対象としました東京都の特定不妊治療費助成制度に市の助成分を上乗せし、負担の軽減を図っております。また、東京都が実施します不妊・不育ホットライン等の相談事業について、情報提供を行い、周知に努めております。なお、不妊症・不育症に係るカラーリボン運動につきましては、現在、全国的な展開はされておられません。

次に、課題についてであります。不妊症は御夫婦の6組に一組という高い割合で診断されていると言われております。そのため、身近な問題として幅広い世代の方々に、不妊症に関し正しい知識を持ち、理解を深めることが課題であると考えております。また、不育症はそのうちの約80%の方が、検査と治療等により、次回の妊娠での出産が期待できると言われております。そのため、これらの不育症に関する正しい知識を当事者等に持っていただくことが課題であると考えております。カラーリボン運動につきましては、多くの方に知っていただくための運動の方法、普及啓発に係る広報等や、それらに要する費用等が課題であると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。不妊症・不育症に関する正しい情報を提供し、妊娠、出産の

適齢期など適切な知識の普及を図るため、既存の保健事業や関連する事業を活用し、関係機関とも連携を図りながら、さまざまな機会を捉え、幅広い世代に対しての啓発を進めてまいりたいと考えております。また、平成27年度から市の特定不妊治療費助成制度におきまして、対象の範囲を男性の不妊にも拡大しておりますことから、制度の周知に努めてまいります。カラーリボン運動につきましては、既に行われております他のカラーリボン運動を考慮しますと、NPO法人等の発案や、企業等の団体の協賛による全国的な展開が望まれます。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、順次、再質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず土日、祝日における市民団体への公益活動支援の意味での公用車の貸し出しということで、幾つかお問い合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

インターネット等で、公用車の貸し出しというふうに検索ボックスに入れると、大変多くの自治体が公用車の貸し出しを今行っているというのがよくわかります。公用車の貸し出し、さまざま各自治体とも貸し出しの目的に関しては、大体同じような内容だと思います。制度の概要としては、自治会、それからPTA活動、また市民団体が行う美化清掃活動や、スポーツ、文化等の公益活動を市役所が支援するために、市の業務に支障のない範囲で市民団体に対して公用車を貸し出しをする制度だということ、文言の幾つかの違いはあるにしても、内容とすれば、そのようなことで貸し出しを実際しているということがあります。

このあたり他の自治体、東京都の範囲では今ないというふうにお問い合わせをさせていただきましたが、通告した上で、幾つかお調べいただいたと思うのですが、現状、多くの貸し出しの自治体があるなどということの認識も含めて、そのあたりどの辺まで把握されているのか、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○総務管財課長（中野哲也君） 他市の状況ということでございます。うちのほうで、総務管財のほうで調べたところ、26市での庁用車の貸し出しというものは実施していないというところでございます。インターネット等でいろいろ調べたところでは、関東でも群馬の藤岡市であったり、そういったところが公用車の貸し出しをしているといった事例はございます。共通して言えるところが、都市部から離れた部分での市町村での貸し出しというものが、目についているといったところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

市民団体、さまざま市内にも団体、属しておりますし、私も幾つかの団体、かかわらせていただいておりますが、一番、我々が活動して欲しいなと思うのが、いわゆるトラック関係であったり、軽トラックですね。私の地域は、湖畔というところですので、少し上のところなんですけど、本村と言われる地域は当然農家も多くありますものから、例えば神社で、じゃお祭りの準備しましょうとか、市民団体が清掃活動しましょうといったときには、「じゃ、あした何時集合」と言うと、軽トラックがふわっとたくさん集まってくるという光景がよく見られるんですけども、当たり前のように。特に、また私の地域でいうと、畑もないもので、農地がないものですから、「じゃ皆さん、あした車で来てください」と言うと、大体いわゆるそういった準備関係では往々にして使えない、いわゆる不向きな車ばかりが集まってきて、恐らく軽トラックの登録は1つの地域の——4つ自治会があるんですけど、そのうちの1つの自治会が所有してる分と、恐らく個人で植木をやられている方がいらっしゃるんで、その方ぐらいしか持っていないんじゃないかなということ、いつもその

ように感じておりました。

それで、土日、祝日に関しては、今これから市の所有の台数は、幾つか当然トラックを含め一般の車両があると思うのですが、私も土日、祝日のあいてる車を、当然のべつ幕なく、どんどん貸しちゃってくれと言うつもりは当然ありません。市のロゴが当然入ってますでしょうし、また乗るに当たっては、「東大和市」というロゴが入ってる車に乗るには、それなりの服装だったり、それなりのもので乗っていただきたいという、市のPRしながら走ってるようなものですから、全ての車というわけには当然いかないんでしょうけれども、市内でそのように公益の活動で使われて、そして車に困るという活動、たまにあるというのは、幾つかの団体で私もお伺いしたことがあるのですが、実際のところは土日、祝日、公用車というのは、どの程度使用頻度があつて、どの程度、あいてるって言っちゃなんですけど、とまっていて使用されていないのかということ、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 総務管財課で管理してます集中管理自動車というのが25台、市役所の駐車場のほうにとめてあるところがございますが、全庁的なイベント等を除きますと、おおむね週末、土日について稼働してるのは二、三台程度の利用となっております。用途といたしましては、図書館の交換便の業務であったり、公民館の講座の講師の送迎、また土日に行う市民の説明会等で利用しているところがございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

他の自治体も調べていただいて、恐らく中も少し入っていただいて、要綱だとかその辺も見ていただいたと思うんですけど、うちの市で例えば台数を絞って、先ほど言ったトラックでも、そうですね、幾つかの台数に。確かにほかの自治体も、2台とかもしくは3台ということの限定でやってるといのがほとんどですね。あいてる車を全部使ってくださいということじゃなくて、限定した恐らく2台とか3台というのがほとんどですね。そういった形で貸し出しをしますので、5日前までに申し込んでくださいみたいな形になってると思いますので、貸し出しに対してのメリットとデメリットがあれば、今考えられる部分で教えていただければと思います。

○総務部長（北田和雄君） 庁用車の貸し出しに関してですけども、メリットとしては今、蜂須賀議員おっしゃったとおり、市民の利便性に応えるという面はあるかと思うんです。ただ、デメリットもかなりございまして、現状としましては市に庁用車の管理規程というのがあります。これでは、公務に使用すると。運転手も、原則職員というふうに限定しております。これは理由がありまして、事故への対応という問題があります。一般に、これを貸し出した場合でも、市には運行供用責任者という問題がどうしてもついて回ります。運行供用責任者というのは、交通事故で被害者の救済という観点から、損害賠償が請求できる相手を、直接の加害者、運転手ですね——ということだけじゃなくて、車両の所有者までにも拡大して損害賠償が認められているという制度です。ですから、一般市民の方に貸し出して、その市民の方が事故を起こして、十分な損害賠償ができない場合、市がそれをしなきゃならないという可能性が出てくるということがあります。これ、やはり一番大きな問題だというふうに思っています。

それと、あと今、市の庁用車は、やはり事故対応のため保険に入っています。これは市長会の全国共済保険なんですけど、この保険の対象というのはあくまで公務で使用した場合ということが対象になっております。貸し出しにする場合は、この保険の対象になりませんから、新たに借りる人が保険に入るのか、市で新たに保険に入るかという問題が出てきます。借りる人がそのときだけ保険に入るというような保険は、調べたんですが、

なかなかさそうなんです。そうしますと事故対応を考えると、市で新たに任意保険に加入しなきゃならないということになってきますので、これは対人、対物、車両、その他いろいろ入ってくると思いますが、かなりの額になるというふうに思います。現在の市の1台あたりは、保険料が1万3,000円ぐらいですから、これが一般的に対人、対物、車両などを入れて——無制限ですね、対人、対物についてはね。そうしますと、15万円ぐらい年間払わなきゃならないということが出てきます。こういった新たな財政負担が出てくるということがあると考えています。

それと、あと東大和市にはレンタル業を業としてる民間業者がごさいます。レンタルの会社がごさいます。そちらの会社の業務との競合性の問題ですね。一般的に言うと、民業圧迫ということになりかねないかどうかという問題もあるかと思ひます。そういった問題と、それからあとはどうしても市の場合、緊急時の対応というのがどうしても出てきますので、土日でも、例えば台風が来るとか大雨だとかいうときには出動が出てきます。こういった場合、貸し出していたがために、その車が使えないというようなことで業務に支障が出ないかどうかというような問題もあるかと思ひます。

今申しましたとおり、メリットとデメリットを比較しますと、現状ではデメリットのほうが少し多いかなというような認識でござひます。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) 総務部長、ありがとうございました。

デメリット、幾つか挙げていただきました。保険のほうは、ほかの自治体も車両保険には当然入っておりませんので、この貸し出しをする際に、車両に関しては事故が起きたときにはという文面をお互いで交わしているということがほとんどださうです。任意保険に関しては、それは今、総務部長がお話しありましたとおり、対人対物無制限ということで入っているということで、台数を当然絞る必要があるのかなということと、当然そのあたりはちょっと研究しなくちゃいけないのかなというふうには思っています。

事例として多くの自治体がやっておりますので、そのあたりはお伺いをすれば、どのような対応をするかということはずぐわかると思ひますので、そこも調べていけば、実際幾らぐらいかかるかなということ、そんなに驚くほどは任意保険も、今15万円ほどというお話がありましたけれども、そちらもまた調べていただいて、調査していただければというふうに思ひますが、たしか市のトラックは今1台だったかな、よく道路の補修だったりするものが、たしか土日、祝日はもう既に機材が載ってて、緊急のときにあれは対応するように恐らくなってるのかなということ、この間、見さしていただいてちょっとお話を伺ったら、そのようになっているということで、確かにその荷物を毎週おろしてくれてなかなか大変です。

ほかの自治体と同じで、今軽トラック自体というのは、例えば、じゃ今度、軽トラックに絞らしていただきますと、軽トラというのは今、市役所では何台あって、何課が所有してるといふのはわかりますか、教えてください。

○総務管財課長(中野哲也君) 今、公用車として軽のトラックは5台ござひます。所管してるのは集中管理車であったり、またごみ対策課であったり、そういったところで、課の管理をしているトラック等もござひます。以上でござひます。

○12番(蜂須賀千雅君) その5台の軽トラックは、先ほど言った黄色のダンプと違って、荷物か何か載っかってるといふのはあるんですかね、土日。当然使うよとかね、翌日あればもちろん載っかってるんでしょうけど、日常の土日、祝日といふのは何か載っかってるんですか。

○総務管財課長（中野哲也君） 総務管財課で管理しています集中管理車の軽トラック2台につきましては、積み荷はしていないような状態です。主管課で管理しているトラック等については、もうその資材、資機材等が荷台のほうに載っている現状がございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 私も市民団体と、先ほどお話をしましたし、公益活動ということでお話をしましたが、最初、始めるに当たっては、ある程度貸す方向も限定して、また市の貸し出す内容も全て、ある程度限定する必要はあるのかなというふうには思っています。

それで、資源回収、あとそうですね、その市民活動に実績があると、その辺も踏まえて実際長くやられてる団体であったり、実際に市のそういった公益活動で、市の活動に十分協力してるということが認められるとか、そういったことの幾つかの条件は必要かなと思うんですが、資源回収をしてるとトラックというのは必ず必要です、ごみの清掃の場合も。それで、報償金というのをいただいて自治会のほうも活動してるんですが、年間で報償金も含めていただく額と、その車の維持費というのが、もう半分以上、ほとんど持ってかれてしまって、今のところ、この活動をやってる意味はもちろんわかるんですが、なかなか世代も変わってきて30年、約40年近く続けている地域があるものですから、新しい世代の人たちに、その資源回収を続けていく際に、またその総会のときに、当然その自動車の費用だとか含めてなかなか理解されない部分が、最近出てきている部分というのがやっぱりあるという団体が、うちのほうもそうですが、ほかのところでも別の活動でちょっと聞いたことがあります。特に資源回収の、今、私が言ってる地元のことに関して言えば、この間まで下のところでごみの収集量と処理経費ということでロビーのほうに掲示がしてあって、数字がいろいろ載ってたんですが、今は有料化になりまして、契約が総価契約になってますので一概には言えない部分があるんですが、前の契約でいえば年間、その自治会が資源回収することで、市の負担というのは約85万円近く経費的には違うということが、あそこに張ってあるもので計算をしていくと、それぐらい資源回収をしてることで、市のごみ減量施策には十分寄与してるんじゃないかなというふうに捉えている活動も当然あると思うんですね。

それで、ごみ対策課のほうでも、例えば今、今度その方向だとか、貸し出すほうに絞ってお話をしてるんですが、明らかにそのような活動をして、市に対してもそれだけの貢献があるという部分に関して、またそういった活動が見られる。これはPTAの活動でもいいと思うんですが、そういうところに今度、逆に絞って、例えば私でいえば資源回収ですね、そのあたりに逆に今度絞ってお貸しいただくことの検討というのはできないかなということで、今ごみ対策課のほうでも2台、たしか持ってるというふうに管財のほうでお話があったと思うのですが、そのあたりというのはいかがな思いが今あるかなということで、ちょっとお伺いをさせていただければと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 資源回収、集団回収というふうな形のお話でございます。現在、ごみ対策課のほうで所有しております軽ダンプ、2トン車、この2台はございますけども、この登録につきまして、もう既に10年以上経過している車両であるということ、またミッションにつきましても、マニュアルの車両でございます。また、この車両につきましては、ダンプアップですとかテールゲート、こういったような装備も装着しております。操作に多少の知識や経験、注意が必要であるというふうに考えております。議員からお話がありました集団回収につきましては、一般廃棄物処理基本計画ですとか、家庭廃棄物の有料化の方針におきましても、廃棄物の減量のみならず資源化、地域のコミュニケーションの深まりですとか、廃棄物に対する市民意識の改革など、多方面に効果があるということで、市といたしましても推進をしているところでございます。

しかしながら、この車両の貸し出しにつきましては、先ほど市長並びに総務部長からもお話がございましたとおり、現体制の中では大変難しいのかなというふうに思っておりますが、集団回収につきましては推進をしておることから、その辺の今の御提案の部分も含めまして、少し検討はしてみたいなというふうに思っております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) 環境部長、ありがとうございました。ぜひ、今お話あったとおり、資源回収のほうでひとつ、全体のほうはなかなか厳しいということで今お話もありましたし、またほかの自治体のやつを見ると、やっぱりPTA活動って書いてあるところもあるんですが、ごみの清掃と資源回収で貸し出しているというのが、ほとんど7割、8割かなという、貸し出している自治体を見ると。そういったものも見受けられますので、今すぐには当然なかなか厳しいということもお伺いをしましたが、実際問題、続けていくに当たっては、今のところどうしてもその部分が相当なネックになってます。ですので、使用用途も目的も決まっておりますし、また現実問題として、長い間の年月で相当な部分、今後も市のほうに協力をして続けていきたいという意向が、地域全体がありますものですから、そういった活動に関してはできる限りの協力をしていただければというふうに思いますので、どうぞそちらは御検討いただければというふうに思いますので、何か最後あればちょっと言っていただければというふうに思います。環境部長、いかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 一番大きなところでは、その車両の確保という問題が一番大きな問題になるかと思えます。現在、集団回収におきましては、それぞれの品目等によりまして多少の単価等は違いますが、年間で約700万円前後の報償金を全団体のほうに、トータルでございませうけれども、報償金のほうを出ささせていただいております。こういったところの経費ですとかの問題等も全体的に考慮しながら、集団回収、進めていくというふうな方針は我々も持っておりますので、そういったところ、全体的な中でこういったところができるか、集団回収の団体とも少しお話をしていきながら、少し検討を加えてみたいというふうに思っております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございました。どうぞよろしく願いをいたします。

1番の通告の内容は終わります。

2番です。東大和の空き家対策の今後についてということで、数点だけお伺いをさせていただきます。

前議会でも、私の会派の同僚議員が通告をして一般質問してますので、私は数点だけお伺いをさせていただきますのと、お願いがございまして通告させていただきました。

全国に820万戸ある空き家対策に対する特別措置法が全面施行されました。市町村が倒壊のおそれなど高いと判断した特定空き家には、持ち主に修繕や撤去を勧告、命令し、これに従わない場合は強制解体など、代執行などできるということでございます。老朽化して放置された空き家は、傷んだ屋根が風で飛ばされるなどの危険性が以前から指摘をされ、空き家は防災、防犯面に加えて、衛生や景観などでも地域社会の大きな問題となっているということで、さまざまマスキのほうでも取り上げられております。

前回、我が会派のほうで質問を出しておりますので、空き家には当然売却用、賃貸用、また二次的住宅ですね、別荘等で使っている方、そしてその他という4種類があるというふうにあのときも御説明があったというふうに思っています。そのうち問題なのは、その他のうちで、特に空き家になったにもかかわらず、買い手や借手を募集しているわけではなくて、そのまま置かれている状態のその他の空き家というのが、一番問題であるというふうに伺っております。住まなくても、維持管理を行っていれば問題はないんですが、放置期間が

長引いたりしていると倒壊ですとか、不審者の侵入や放火、それから不法投棄など危険が増すという、さまざまな問題点があるということで前回もお話があり、そしてまた同僚議員からも空き家に関して、利活用も含めて御検討いただけないかというふうに、お話があったというふうに思っております。

今回の空き家対策特別措置法の施行で、東大和の今後の取り組みについて、何か変わる点、含めてありましたら、そのあたり少し詳細、教えていただければというふうに思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 平成27年6月、施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、適切な管理が行われていない空き家等に対しまして、国による基本指針の策定や、市町村が対策計画を定めることができるようにしたものでございます。また自治体による立入調査が規定されるとともに、固定資産税に関する個人情報を利用可能にしたものでございます。今後も、市では適切な管理が行われていない空き家の所有者に対しまして、可能となりました固定資産税の所有者情報を活用いたしまして、適正な管理についての理解を求めてまいりたいと引き続き考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 前回の同僚議員の質問のときも、今特に緊急性を要するであったりとか、地方のほうに行くと大分いろいろあるということで、この法律が適用される部分が多いのかなと思いますが、この先、5年ぐらいを見ても、そこまで緊急性、もしくは特定空き家の認定になるような、いわゆる特定空き家は当然倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態だったり、衛生上有害、適切な管理が行われてないことに景観を損なっている。また、周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切であるという状態、これに該当するような物件は今、東大和にはそこまで緊急性があるのではないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今議員さんおっしゃられたように、倒壊のおそれがあるとか、著しく環境を崩すような、そのような空き家につきましては、現在、市内の中では確認してる限りではないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） そうすると、空き家等対策の推進の特別措置法ができましたが、市町村による空き家対策計画の策定であったり、また協議会の設置等、そのあたりというのは、そうするとまだ計画にはないということの認識でよろしいでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 他市、他府県におきましては、大変崩れかけた施設とか旅館とか住宅がございしますが、当市におきましては、そのような状況がございませんので、現在の施行されました法律によりまして、協議会を設置するとか、空き家対策の計画を策定するというような検討をする段階ではまだないというふうに考えてございます。ただ、今後、市内の空き家等につきましてはの実態把握ということはしなきゃいけないというふうに考えてございます。また防災安全課の組織、人員体制も含めた中での実施体制の整備も、これからは必要かなというふうに考えてございますので、今後はこちらの近隣情報も含めまして、調査研究を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。新しくできた法案ですので、できる限り有効に使っていただいて、研究をしていただきたいというふうに思います。

最後にですが、今お話ありましたとおり、調査をしていくに当たっては人員を少し見直さなくちゃいけない

のかなというふうには思っております。それで、恐らく自治会長会議等で、空き家の件というのは話題になることも多いかなというふうに思っておりますし、そしてまた自治会の——特に熱心な自治会に関しては、毎年、自分たちの足で空き家に関し、空き地も含めてですが、よく歩いてデータをとって、自分たちで把握をしているという部分があります。実は各自治会ともそういうデータを持ちながらも、本当は市の担当者と、その地域に少し入ってきていただいて現状をよく、担当者も見てるんでしょうが、御近所の方も含めて、こういう現状であるというものを実際見ていただいて、その情報も含めて、また細かい内容もやっぱりその自治会に住んでるからこそわかることというのはあると思いますので、そのあたりの情報を、自治会長会議だけじゃなくて、最も地域の実情をわかっている各自治会に、御協力いただけるところは、ぜひそういう依頼があったときというのは、まず聞き取りも含めて情報を上げていただくというのが一番大事かなというふうに思うんですが、今までそういった取り組みを、まずどういった場所でするかということと、今後、今お話、要望させていただいたんですが、そのあたりをどのようにお考えになるかを教えていただけますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 空き家と思われる家屋が存在する自治会におけます空き家対策につきましては、防災や防犯の面から地域にかかわる大きな問題であるということは認識しております。先月、市の主催で、毎年行っております自治会長会議がございますけれども、その席上で、ある自治会長さんから、空き家対策の法律も制定されたことで、今後、空き家対策につきましてお話を伺いたい旨の御発言もあったところでございます。今後、自治会長会議などの場におきまして情報提供を行うなど、関係課とは調整を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。私も含めて、この議場にいる各議員さんも、恐らく空き家のこと等はよく聞かれるのかなというふうに、皆さん、各地元を持っていますので、聞かれるのかなというふうな、私も認識もあります。東大和の現状は、先ほど参事が言ったようなお話も私もさせていただきますし、そしてまた東大和市は生活安全条例の中できちんとうたっている部分がありますので、文面を伝えて、私もそちらをプリントアウトして、皆さんにお見せしながら説明するというのも多々あるものですから、御理解をいただいている部分があるのですが、ぜひ子ども生活部長からお話しありましたとおり、新しい法律もできましたものですから、ぜひそういった機会をつくってほしいということでもありますので、そのあたりはぜひ自治会長を含めて、役員の皆さんも出席できるような場で、ぜひそういった機会をつくっていただきたいのがまず1つと、それから先ほど言いましたとおり各自治会、熱心なところは、特にその部分を大変課題として捉えており、さまざまな細かい情報も持っておりますので、そのあたりも、ぜひ聞き取りも含めて取り組んでいただきたいと思いますので、そのあたり前向きにぜひ、これから取り組んでいただきたいというふうに思いますが、最後に何かあれば一言いただければというふうに思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市民の方からの情報提供というのは、必要であるというふうに認識してございます。今後も機会あるごとに、情報提供を依頼してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ、どうぞよろしくお願いをいたします。そのように、私も聞かれれば報告をしておきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

3番に移ります。不妊症・不育症のサポート体制ということでお伺いをさせていただきたいと思います。

過去の議会においても、同様の幾つかの質問をさせていただきました。今年度は男性の不妊治療のほうにも

助成をしていただけるということで、少しずつですが、平成22年からたしか不妊治療の助成制度が始まったということで、少しずつですが、そういったことで不妊で悩む御夫婦へのお力添えが、市としてもできているのかなというふうな認識を捉えてるところでございます。そのときに、いつも部長さんともやりとりをするのですが、とにかくこういう新しい施策をするときも、また実際に悩んでいる御夫婦の皆さんも、まだまだ不妊症に関すること、特にまた不育症に関することの市民への認知をもっともっと上げなければということで、御答弁をいただくことも非常に多くあるというふうにも伺っております。

国のほうも、希望する妊娠、出産を当然実現するためには、まず妊娠等に関する正確な知識を持つことがとても大事であると。それから、一方で不妊治療を受けている方であっても、年齢と妊娠、それから出産のリスクの関係について十分知識を持っていない方もたくさんいらっしゃるというふうに言われております。そのため男性も含めて、こういった知識を広く普及し、啓発していくことが何よりも大事だということであつたわけですね。また、医学的にも、35歳くらいまでが妊娠等の適齢期であるということの事実を周知すること、これは非常に大事だということに思っております。大変働く女性もふえている中で、また女性が元気であれば社会も大変明るくなりますので、いいことではあります。現実問題として、この35歳という一つの区切りであるということをしつかりとお伝えして、もっともっと認知を上げていただきたいというふうなこともありますし、またこれは東京都のほうでもっと、高等学校のほうで取り組んでいただきたいと思うのですが、やっぱり若年層のうちから、いつでも妊娠、出産ができると思っているまだ若い人がたくさんいますので、これはそうではないんだよということの教育を、本当はもっと続けていっていただきたいということが、再三、私の中で当然思っていますし、身近な都議会議員がいれば、そういうお話もさせていただきたいということがいつもありますものから、やはり普及啓発に当たっては、特に不妊症に関していえば、さまざまな機会、たとえば成人式であったり、福祉祭のときでしたかね、ああいった機会を通じて認知活動を続けていただいているということでお伺いをさせていただきましたが、2人目をなかなか出産できないという方もいるということで、母子手帳の配布のときも含めて、少しでも広く裾野を広げるために、新たに今後考えられる、その認知も含めて、上げる活動の予定等ありましたら教えていただければというふうに思います。

○健康課長（志村明子君） 今後の啓発活動についてでありますけれども、市では健康課におきまして、生涯を通じた女性の健康支援として、女性特有の体の特徴や妊娠、出産等、さまざまな悩みに対応するために、女性医師による女性のための健康相談を実施しております。また、そのほか不妊症や不育症の相談のうち、治療に対する悩みや、なかなか妊娠や出産にまで至らない等の悩みは、専門的な、医学的な対応や、また匿名性の確保が必要になるために、東京都が女性ピアカウンセラー等を配置して実施しております不妊・不育ホットライン等の情報提供に努めております。妊娠、出産、育児全般にかかわる一般的な相談につきましては、市民の方にとって身近な場所であります保健センター等で、今後も引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

市長の選挙の政策の中にも、不妊症の窓口の充実ということで記載があったというふうに思いますが、それはあれですかね、今までの女性の相談の窓口があったと思うんですが、そこを少し充実させるという部分で、今後も担当としては捉えているのかなというふうに思うんですが、不妊症に関していえば、当然不育症もそうですが、これは男性の方も来たら相談は受け付けるということによろしいんですかね、保健センターのほうと

すれば、電話等も含めて、教えてください。

○健康課長（志村明子君） 男性の方に対する対応ですけれども、不妊症はもちろん当然御夫婦の問題で、男性の方にも非常にかかわることですので、男性方の相談にも対応のほうしております。ただ、実際、今までの中では男性の方からの直接の御相談といったものの把握はありません。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

不妊症に関しても、さまざま市民への窓口をもっと充実さしていただきたいというふうにも思っておりますし、認知ができる部分があれば、少しの機会でもいいですから、たしか冊子等も配っていただいていたというふうにも思っておりますので、そのあたりもぜひ充実さしていただければなというふうにも思っております。

また不育症のほうは、先ほど市長答弁の中にもありましたが、治療さえすれば8割以上、当然出産可能ということが、それは誰でもわかってる分でございますが、妊娠しても流産、死産を繰り返してしまうのが不育症です。適切な診断を受ければ、当然8割以上の方が出産ができます。しかし、不妊症と比べて社会的認知度がもう格段に不育症は低いというふうに言われています。信頼できる医者にとどり着いても、そこから先は大変高額な治療費ということになっております。治療費を助成する自治体も出ております。これは前の議会でも、私のほうで助成制度の拡充をお願いしたいということをお願いをさせていただいておりますので、こちらは継続して恐らく取り組んでいただいているのかなというふうには思います。

そして、また神奈川県大和市では、不育症の情報提供を少しでもしたいということで、職員の方も含めて街頭でのチラシ配布や、医療機関を通じた患者への周知など、積極的な広報を成功させてるというふうにも言われてる市でございます。また、岡山県のある市では、一番最初に不育症の助成制度を始めた地域でございまして、年間、問い合わせだけでも40件、50件、視察だけでも相当な数が岡山県へ行かれるそうで、我が会派の中村先輩が委員長をやられてるときも、岡山県のほうへ行かれて、委員長がリードして取り組んでいて、あえて皆さんで認知度を上げて、勉強してきていただいたということで中村先輩からも伺っておりますが、ぜひこのあたりも市民の方で、不妊症もしかり、そして不育症になるともっと知らないという方がたくさんいて、またその裏には大変苦しんでいる夫婦が大勢いるということも言われております。

私は、この議会の場で、この質問を定期的にさせていただいておりますが、大変少子高齢化が進む中で、子供を産まない、子供を1人以上、また2人は要らないという若い御夫婦がふえてる中で、不妊症・不育症の治療で頑張ってる御夫婦というのは子供が欲しいんですね。何よりも、これは少子化対策の中で、この人たちにきちんと重点を当てて対策していくことが、やはり大事なんじゃないかなというふうにも、ある部分では私は捉えています。その認知が、どうしてもやっぱり市民認知がさらに必要であって、必要で、その認知が上がることによって施策の充実がするのであれば、ぜひその認知が上がる行動をもう少し、さまざまな事業を抱えてる中で大変だとは思いますが、少しでも多く捉えていただきたいというふうにも思っております。

その中で、さまざまな目的に応じたカラーリボンというのがあります。ピンクリボンであれば、例えば乳がんの関係ですね。それから、ブルーリボンでいえば子宮頸がんの取り組みの撲滅の部分だったりとか、さまざまな取り組みがあります。ことしの5月に文京区のほうで、カラーリボンフェスタという取り組みが取り组まれました。市役所の中庭のところ、大変多くの区民の方がお越しになって、その場で女性の体に関する取り組みもされたというふうにも言われております。さまざまなイベントに絡めて、やっぱり来ていただくことが、多くの市民に認知をしていただける場かなというふうにも捉えております。ぜひ、そのあたり、私は前のときに

健康づくりの審議会の委員をやらしていただいたときに、その辺もアンケートが到着したときに記載させていただいたこともあります。市民に身近に啓発できる場をやっぱりつくっていただくということが大事で、私は今回のカラーリボン運動に絡めて、その会場の中でぜひ不妊症・不育症に関しても、ひとつ周知をできれば、そういった文書をつくって捉えていただけないかなというので、今回お願いをさせていただいております。

毎回、幾つかのお願いをさせていただいて、全ては市民の認知度を上げていただくという、今後の活動につなげてほしいということで提案をさせていただいております。今後に関して、最後に何か御答弁いただければというふうに思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員から、カラーリボンフェスタということで、文京区の御紹介いただきましたが、私どもも文京区のちょっとホームページ等、拝見させていただいて、非常にいいところに着眼点を置いて、こういう周知、検診等を含めたりリボンを、さまざまなリボンの活動があるというのを周知しているというのを知りました。

私ども、おかげさまで議員に大変御尽力いただきましたが、健康づくりの健康のつどいというのを毎年実施しておりますので、そういった中で活用したりして、例えばこういうカラーリボンとか、その検診の周知なども、さらに皆様、大勢の方、それからさまざまな年代の方に知っていただけますよう、私どももこれからそういった集いの内容も含めて工夫して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

認知度を向上していくためには、ぜひ今部長のお話ありましたとおり、そのような活動を継続して続けていただきたいというふうに思います。

それから、助成制度の拡充に関しましては、ぜひ引き続き機会があるごとに検討していただければというふうに思っております。御存じのとおり、不妊症、そしてまた不育症に関していえば、大変高い何百万円という治療費をかけて取り組んでいる御夫婦がたくさんいます。そして、また最初に出産する年齢も大変上がっておりますから、そのときにそういった現実を知るという若い御夫婦も大変多い中で、若い御夫婦、そしてまた結婚して、その夫婦のお子さんが欲しいということだけで、本当に人生の全てをかけて取り組んでいる御夫婦が、現実問題としてたくさんいるということを最後の最後まで認知をしていただいて、その取り組みに少しでも援助の輪を広げていただきたいという思いで、こういった質問をさせていただいております。ぜひとも、今後とも不妊症・不育症の機会があれば、ぜひ充実をさせていただきたいこと、心よりお願いを申し上げて、また質問させていただきますので、ぜひ今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の私の一般質問は終わらさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時23分 休憩

---

午前10時33分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、私は3点質問をさせていただきます。

まず第1番目として、子育てしやすいまちづくりについてであります。

①として、子育て環境の整備について。

アといたしまして、「子育てしやすいまち」に対する認識は。

イといたしまして、子育て環境に対する認識は。

②として、子育てしやすいまちづくりの実現について。

アとして、市が描いている「子育てしやすいまち」の姿は。

イとして、その実現に対する課題は。

ウとして、その実現に向けた具体的施策は。

2番目は、健康長寿のまちづくりについてであります。

①として、健康長寿のまちづくりに対する市の思いについて。

アといたしまして、その定義は。

イといたしまして、市が描く健康長寿社会の姿は。

②として、健康長寿のまちづくりのための施策についてであります。

アといたしまして、現在の具体的な取り組みは。

イといたしまして、取り組みを推進していく上での課題は。

ウといたしまして、その実現に向けた具体的施策は。

大きな3番は、狭山茶についてであります。

①として、東大和市における「狭山茶」の位置づけは。

②として、市の産業振興や観光事業の推進における「狭山茶」の役割は。

③として、茶畑の保全と製茶業の振興に対する市の思いは。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、子育てしやすいまちづくりについてであります。現在、少子高齢化が進む中、子供たちや子育て世帯への支援を充実することは、将来の東大和市を支える世代への投資につながるものであり、当市で子供を産み育てる世帯をふやすために、子育てしやすいまちづくりの推進を最重要施策として考えております。

次に、子育て環境の現状についてであります。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、当市では東大和市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策の推進に努めているところであります。今後も子育て支援施策を充実し、日本一子育てしやすいまちを目指してまいります。

次に、子育てしやすいまちの姿についてであります。地域全体で子供や子育て世帯を支え、活気ある生き生きとした生活を送るとともに、学校での学力向上や社会生活を通して、文化や習慣、ルールを身につけ、子

供たちが心身ともに健やかに育つ環境が必要であると考えております。この時期での子供たちへの投資が、将来の東大和市の発展につながるものと考えております。

次に、課題についてであります。現代は核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域での子育て力が低下していると言われております。子育て世代の課題として、保育園等の待機児童の解消、子育てに悩む保護者への相談支援の充実、就労支援、学習支援、子供の貧困等への経済的支援などがあります。そのため、子育て世帯の孤立化の防止、不安・悩みの解消、経済的負担の軽減など、安全で安心して子育てできる支援や仕組みが必要であると考えております。

次に、具体的な施策についてであります。まず待機児童の解消、出産から育児までの少子化対策事業、そして妊娠、出産、育児などの相談業務の充実によりまして、子育てしやすいまちを目指してまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、健康長寿のまちづくりの定義についてであります。健康長寿のまちについての明確な定義はございませんが、市民の皆様が健康な生活と長寿を享受できることが健康長寿のまちであると考えております。

次に、健康長寿社会の姿についてであります。東大和市健康増進計画及び東大和市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の基本理念であります「支え合う地域の中で高齢者の意思が尊重され健康で生きがいを持って暮らせるまち」「生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生を送れるまち」が実現されることであるとと考えております。

次に、現在の取り組み状況についてであります。市では高齢者を対象にしました健康長寿の延伸や介護予防の取り組みとしまして、筋力の向上や口腔機能の向上、栄養改善、認知機能の維持・改善などの介護予防事業を実施しております。また、積極的な社会参加や地域貢献、生きがいづくりとしまして、介護予防リーダーや体操普及推進員の養成及び活動支援、介護予防体操である東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発などの事業を推進しているところであります。

次に、課題についてであります。国におきましては介護予防事業について、参加人数が少なく、事業効果が低いことや、地域のさまざまな高齢者が意欲的に参加できる取り組みが不十分であったことが課題とされ、当市におきましても同様な状況であったことが課題であると認識しております。

次に、具体的な施策についてであります。介護予防事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備を進め、高齢者御本人の参加意欲を基本に、地域の生活の中で活動性を継続的に高める取り組みを進めてまいります。また、東大和元気ゆうゆう体操のさらなる普及啓発の推進といたしまして、ハミングホールでのイベントを開催するとともに、引き続き介護予防リーダーや体操普及推進員の養成及び活動支援に取り組んでまいります。

次に、狭山茶の位置づけについてであります。狭山茶は水はけのよい土壌を好むため、台地状の地形が栽培に適しており、主要な生産地についても、狭山丘陵を取り囲むように武蔵野台地上に位置しております。このうち、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、青梅市などで生産される茶を東京狭山茶と総称しております。東大和市内の農家でも多く栽培され、今では緑茶以外にも用途が広がるなど、当市の代表的な特産物の1つとなっております。

次に、産業振興や観光事業における狭山茶の役割についてであります。狭山茶は鮮やかな緑色、爽やかな香りとコクのある味が特徴であります。これを生かして、東大和市商工会では一例として、東大和市産茶葉を使用しましたひがしやまと茶うどんを地域特産品として開発し、市内の店舗で販売するなど、狭山茶による産

業振興を図っているところであります。観光事業におきましては、茶畑の景観が維持されることにより、狭山茶の価値やすばらしさを生かした散策ルート等が、当市の貴重な観光資源として重要な役割を果たすものと考えております。

次に、茶畑の保全と製茶業の振興についてであります。狭山茶は市を代表する身近な農産物であります。市内の各所で見られる茶畑は、都市景観や緑の保全としても重要な役割を果たしております。市内の製茶業の方は、栽培、加工、販売まで一貫して行い、品質の高い商品を製造、販売しております。また、紅茶などの新たな商品も開発しております。市では、茶産地推進事業として、東京みどり農業協同組合の東大和市茶園経営研究会と連携して、特産品である狭山茶の品質向上と生産性の安定に努めているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私からは、1の②、ウ、実現に向けた具体的施策につきまして御説明いたします。

まず保育園の待機児童対策といたしまして、のぞみ保育園、旧のテマリ保育園でございますが、こちらの開設移転並びに旧テマリ保育園の園舎を利用いたしました分園の設置及び紫水保育園や谷里保育園の増築により定員の拡大を図り、待機児童ゼロを目指しました。平成26年4月1日の保育園待機児童数は14人でありましたが、今年度はゼロとはなりませんでしたが、4人まで減少しております。このほか保育士不足の解消のために、保育士派遣に要する費用の一部を補助する制度や、延長保育実施園の拡大、病児・病後児保育の受け入れ人数の拡大やサービスの充実を図ってまいります。

幼児教育の充実では、私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金を増額し、保護者の負担軽減に努めております。また、学童保育の充実といたしましては、本年4月から学童保育所の入所対象児童が小学校に就学されている児童に拡大されたことから、放課後子ども教室との連携を図り、教育施設を活用いたしました子供の居場所づくりを推進してまいります。

なお、多くのニーズがあると認識しております学童保育所の閉所時間の延長につきましても、実施に向けた検討を行ってまいります。

さらに、特定不妊治療にかかわる医療費助成の対象を男性不妊にも拡大し、御夫婦の精神的、経済的な負担の軽減を図ってまいります。子育て支援では、健康課と連携し、妊娠、出産、育児などの切れ目のない相談業務の充実や、不妊相談の実施、情報提供の充実を進めてまいります。そのほか子育て世代の方々が集える環境を整備するとともに、子育て情報の共有、相談、仲間づくり等につながるよう努め、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

大項目の順番で行ってまいります。中の中項目、小項目につきましては、順不同となる場合がありますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

まず、子育てしやすいまちづくりについてであります。

市長は、その政策において、日本一子育てしやすいまちを目指しますとうたわれておりますが、日本一子育てしやすいまちを目指すとした理由、あるいはその背景についてお聞かせいただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在、日本は少子高齢化によります人口減少、実際には平成20年をピークに人口減少に転じておりますけれども、そのことが大きな課題となっております、地方におきましては公共団体の存続にも大きな影響を与えているというのは御承知のとおりかと思えます。そんな中、子供政策、子育て支援に力を注げば未来につながると、国は随分前からいろんなプランを立てまして計画をつくってきたところでございますけれども、投資する財源がそれについてなかったというようなことがございまして、それぞれのプランでも効果が少なかったと言われてるところでございます。今般、消費税アップで、その増税分を子育て支援等に回すという財源確保ができて、これが非常に投資をするチャンスだということがございまして、国もこれを活用するしかないというようなことが言われているところでございます。

幸い当市におきましては、人口推計等を見ますとまだまだ多少の増加傾向にございますけれども、やがては緩やかに減少することが予想されておりますが、昨年1年間の平成26年中の状況を見ますと、若い世代、子育て世代と言われております25歳から34歳の転入率が非常に多いというような現状がございます。この転入加速、維持させれば、人口の減少もかなりストップ、または緩やかになるというふうに思っておりますので、それらに対する施策を打ち出すことによりまして、今後、子供を産み育てる方々が住み続けることによって、当市の人口維持ができるのかなというところがございまして、そのためにも日本一子育てしやすいまちを目指すことを標榜いたしまして、子育て世代に施策の注力をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 市長の政策には、日本一子育てしやすいまちを目指すというふうに書かれてあるのですが、その前に市民が主役の東大和市に、括弧書きで「新しい自治を目指して」という記載がございます。この子育てしやすいまちづくりにおいて、新しい自治というものが非常に重要なキーワードになるというふうに考えておるのですが、新しい自治を目指すということ、そして子育てしやすいまちを目指すということの関連性はどのようになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市長は就任以来、「変えよう東大和」をキーワードに市政運営を担ってこられたと思っております。市民が主役の東大和を目指してまいったところでございますが、これを実現するには、やはり行政だけではできることは少なく、市民と行政が協働する市政運営が必要であると思っております。その意味から、基本姿勢のサブタイトルといたしまして、「新しい自治を目指す」としておるところでございます。日本一子育てしやすいまちを目指すためには、行政だけの考えではなく、若者の世代を初め、多くの市民の皆様とともに考えていかなければならないと考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市長答弁の中で、子供への投資という言葉が出ていたと思います。この時期での子供への投資が、将来の東大和市の発展につながるという御答弁だったと思いますが、投資という観点から期待するリターンにはどのようなものがあるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子育てしやすいまちを実現するには、若い世代が定住し、生活を営んで、やがてその子供たちが成長し、さらには結婚し、当市に住み続けていただく。さらには、就労人口として活躍していただき、また多くのお子さんを産み、育てていくことのサイクルによりまして、まちが活性化、さらに財政力の維持、並びに人口減少に歯どめができるリターンがあるものと期待しているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど現代は核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域の子育て力が低下

しているというふうに言われておったと思いますが、地域での子育て力が低下しているということは、具体的にどのような状況になっているのでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 地域での子育て力が低下しているということについてでございます。一般的に、高度成長期から都会に仕事を求めて上京し、世帯を持つ人がふえ、核家族化が進行してまいったと考えております。また、ライフスタイルの多様化から、他人のことに余りかかわらないというような考え方もふえてきたのではないかとこのように考えております。そのような中、いつの時代も子供を育てるということは、不安や悩み事が多く、それを先人に相談し、学びながら身につけ、経験し、親になっていったものと思います。しかし、現代では相談相手もなく、不安を抱えながら子供を育てている家庭がふえている状況があるというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現在認識している課題として、保育園等の待機児童の解消、子育てに悩む保護者への相談支援の充実等々、さまざま述べられておりましたが、市長の政策の中では、待機児童の解消、出産から育児までの切れ目のない少子化対策の充実を図るとこのようにうたわれております。待機児童の解消につきましては、まさに力を入れて取り組んでこられたことであるというふうに考えますが、さらなる取り組みとしてどのようなことをお考えなのでしょうか。また切れ目のない少子化対策の充実というのは、具体的にどのようなことを行っていこうとしているのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 待機児童解消につきましては、今年度当初、待機児童は4人ということで一定の成果を見てきたところでございますが、まださらに推進してまいりたいと考えております。さらなる取り組みといたしましては、今までどおり既存施設の有効活用、こちらを考えておまして、老朽化した民間保育園の建て替え等の施設整備により、待機児解消に努めてまいりたいと考えております。

○健康課長（志村明子君） このほか、切れ目のない少子化対策といたしましては、母子保健にかかわります妊娠から出産、育児に関します相談業務の充実により、子育て世帯の孤立化を防止するとともに、特定不妊治療費助成制度の拡大や、また子育て支援に関する情報提供の充実等により、子育てしやすいまちにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 子育て世帯の孤立化の防止、不安、悩みの解消ということに関して、安全で安心して子育てできる支援や仕組みが必要であるということで、そのお考えには大いに賛同するところでありますが、そういった仕組みづくり、あるいは今後の取り組みとして、どのようなことを考えているのでしょうか。また、こういう取り組みというのは、昔からなされていることであって、かなり完成度の高いものがもう既にあるというふうに推察するのですが、市としてはどのように認識をしているのでしょうか。そして、もしそこに課題があるとするならば、その仕組みが使いにくい、あるいは不備がある等の理由で十分活用できていないか、市民に十分認知されていないものというふうに推測をするんですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 仕組みづくりの認識と課題についてでございます。現在、子育て世帯の相談につきましては、一義的には保健センターの保健師等が、妊娠期や乳幼児期の健診や相談を行っておるところでございますが、妊娠を取り巻く家庭の相談等につきましては、子ども家庭支援センターの職員が相談に乗って、関係機関との連絡、調整や子育て支援制度の活用などをコーディネートする仕組みができております。

なお、現在、厚生労働省では、妊娠から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して、総合的な相談支援を

提供する子育て世代包括支援センターの整備について進めているところでございます。このセンターにつきましては、ワンストップ拠点といたしまして、妊娠から出産、育児まで、きめ細かな支援や相談を行うことにより、地域における子育て世帯の安心感を醸成するものというところでございます。この子育て世代包括支援センターの動向につきまして、国の動向を注意いたしまして、情報の収集に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市が子育てしやすいまちとして認知されるようになれば、若い子育て世代の方々も多く転入してくることになり、ひいてはそれがまちの活性化にもつながっていくことは十分理解できるわけであります。首都圏242の市区町村の中で、25歳から34歳の方の転入超過率というデータがありますが、2014年に東大和市は第3位というデータになっているようです。そのことについて、どのように分析し、評価をしているのでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） このデータにつきましては、インターネット上に掲載されたもので、総務省、住民基本台帳人口移動報告の数値を用いまして、2014年中における25歳から34歳の転入者数から転出者数を引きまして、2014年1月1日現在の人口で割り返した数値を、転入超過率として首都圏242区市町村の超過率の高い順に並べたものが掲載されたものでございます。この調査の結果では、東京都中央区が1位、千代田区が2位、次いで当市、東大和市が3位でございました。以下、港区、千葉県の流山市と続いております。

このデータを集計された方は、私立大学等で非常勤講師をされている方で、小まめなデータ収集から分析し、総務省の住民基本台帳人口移動報告をもとに、研究のために積算したものでございます。転入超過数を人口規模で比較するために、超過率ということで算出をして比較したもので、当市は首都圏の中で若い世代の転入が多い市であるということが、証明できる資料になるかというふうに思っております。この結果からも、当市への定住のため、子育てしやすいまちを目指す施策の検討が必要というふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今の御答弁と重複する部分があるかと思いますが、このデータ自体が東大和市は子育てしやすいまちであるということの裏づけになるというふうに思いますが、現時点で東大和市の子育て支援に関する施策で着手できていないもの、あるいはほかの自治体と比較して劣っていると感じているものがあれば、それはどのようなことでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） このデータを見ますと、当市は昨年、子育て世代となる年齢層が多く転入していただいていると分析できるわけですが、他市と比べますと、まだ当市で実施していない事業、多々あるかと思っておりますけれども、その事業も見さしていただきまして、当市のニーズに合って、さらに効果が期待できるような事業から、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） そのデータの中では、千葉県の流山市が第5位にランクインされているとなっております。流山市は、「母になるなら、流山」と大々的にPRを行っており、駅前保育送迎ステーションなど、子育て環境の整備に力を入れていることで有名となっておりますが、子育て施策の先進市と言われる自治体の取り組みで参考にしているもの、あるいは今後検討していきたいものがあつたら教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 根岸議員のほうから御例示いただきました流山市の駅前保育送迎ステーションというのは、かなり全国的にも知られているような事業だと思っております。

昨日、病児・病後児保育室の送迎サービス等の新規事業の実施につきまして、補正予算の議決をいただいたところでございますけれども、今後も当市の子育てしやすいまちづくりの実現に向けまして、御例示いただいたような駅前保育送迎ステーションの事業を初め、さまざまな事業につきまして効果や課題、実現可能性をよく検討してまいりたいと思っております。

また、流山市が子育てしやすいまちということで、かなりのランキングをされてるところでございますけれども、流山市も子育て世帯に選ばれるまちということで方針を掲げているようでございますけれども、その方針を見ますと、3本の柱がございまして、財政の健全化、良質な子育て環境の整備、それから子育て・教育環境の整備の3本を挙げておるようでございます。当市の市長が掲げる政策と差異は余りないのかなというふうには考えてるところでございますけれども、違いはPR活動の差が非常に大きいのかなというふうなところを感じることができます。情報の発信も含めまして、市をPRする重要なアイテムであることは非常に認識しておりますので、今後、日本一子育てしやすいまちを目指すまちといたしまして、既存の施策なども含めまして情報発信に努力していきたいというふうな考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

もろもろ御説明をいただいておりますが、子育ての主体というものは、親であり家族であるというふうに思うのですが、行政サービスとして子育ての分野に手を差し伸べる必要性が生じた要因というものは、何であるというふうにお考えなのでしょうか。また、行政はどういった分野で、またどこまでの範囲で支援をすべきであるというふうにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 必要性が生じた要因でございます。議員のおっしゃるとおり、子育ての主体は家族にあると考えております。出生率の低下によりまして少子化に歯どめがかからず、日本の総人口は、平成17年度以降、減少を続けております。また、男女行動参画や女性の社会進出によりまして、家族や地域における子育て環境も以前とは変化して、共稼ぎ世帯がふえ、保育園等の待機児童の発生など、仕事と子育てを両立する環境が不十分になってきたことが要因であるというふうな考えております。

○10番（根岸聡彦君） 済みません、行政が支援する範囲というところにつきましては、どのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） どこまでの範囲を支援すべきかということでございます。まず第一義的には、家庭で責任を持って子育てをするということが大事であるというふうな考えております。しかし、子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援は、父母、そのほか保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭、学校、地域、食育、そのほかの社会のあらゆる分野における全ての構成員が、おのおのの役割を果たすとともに、相互に協力しなければならないとしております。そのため行政が行う支援につきましては、ことしの3月に策定いたしました東大和市子ども・子育て支援事業計画に基づいて、さまざまな支援、子育て支援の推進に努めなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市のほうで考えておられる子育てしやすいまちとして、学校での学力向上や社会生活を通して、文化や習慣、ルールを身につけ、子供たちが心身ともに健やかに育つ環境が必要であるとの答弁があったと思いますが、子供たちが心身ともに健やかに育つ社会を構築していく上で、最も重要なことは何でしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） やはり子育てしやすいまちは、市民全体にとっても非常に住みよいまちであるのではないかとこのように考えてるところでございます。平成27年4月から施行されております子ども・子育て関連3法の法律の趣旨を見ますと、子供は社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供を産み育てることのできる社会の実現を、社会全体で取り組まなければならないとしておるところでございます。当市におきましても、市民のニーズがありまして、当市を転入先と選んでいただけるような施策を推進いたしまして、子供を産み育てたいと希望する人の割合をふやすことが、最も重要な課題であると認識しておるところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

子育て環境の整備につきましては、部長からもろもろ御説明がありました。大変すばらしい施策を打ち立てており、その実現に向けてしっかりと取り組みを進めていただきたいと思いますが、子育ての仕方という点につきましては、各家庭においてさまざまであるというふうに思います。子育てにおいて、防災に関して自助・共助・公助という言葉があるように、子育てに関しても自助・共助・公助のような意味合いの観点から、どのような考えをお持ちなのかお聞かせいただけたらと思います。

先ほどの部長の御答弁の中で述べられました各施策につきましては、画一的なサポートとして、公助としての意味合いが非常に強いもののように見受けられます。自助をサポートするという位置づけから、子育てを実際に行っている各家庭に即したオーダーメイド的な支援策、共助の観点から地域ぐるみでの子育てという視点からの支援、あるいは取り組み、そういったものがありましたらお聞かせいただければと思います。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 子育ての自助・共助・公助についてでございます。

まず、自助につきましては、やはり父親の全面的な参画によりまして、子育て家庭がしっかりと子育てをしていただくということが大切だと思います。

続きまして、共助でございますが、これは地域の方々にも子育てに関心を持っていただきまして、子育ての見守りや地域活動への参加の声かけなどをしていただきたいというふうに考えております。

そして、公助でございますが、行政といたしまして、待機児童の解消や相談業務の充実など、子育てしやすい環境整備を行いまして、当市におきまして子育てする親の自己責任を少しでも軽減をいたしまして、多くの子供を産み育てていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの御答弁の中でも、地域での子育て力が低下しているというような御答弁がございました。その低下する前の状況に戻せば、課題の解消に大きく貢献するものと思うのですが、どのような支援ができると、あるいはどのような支援が必要であるというふうにお考えなのでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 子育て力低下に対する支援ができることということでございますが、現代社会では多様なライフサイクルの選択ができるようになるとともに、核家族化が進みまして子育てのノウハウの蓄積が少なくなり、子育てに悩み、孤立感を感じてしまう方が多くなっていると考えております。そのため、子育て力が低下しているというふうに考えられます。以前は地域のつながりも強く、親子3代同居なども珍しくなかった時代では、子育て力も十分にあったかというふうに思っております。現代はインターネットの普及などもございまして、子育て情報の発信や同世代が集うサークルづくりを通して、子育ての悩みの解消や子育ての経験者として、次の子育て世代を手助けしていただけるような支援にしていきたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) その昔、子育てに対する知恵ですとか技術、ノウハウというものは、子育ての学校があったわけではなく、インターネットによる情報もあったわけではないのですが、また行政による指導や支援が充実したわけでもなく、おばあちゃんからお母さんへ、そしてその子供、孫へと代々受け継がれていたものというふうに考えます。そういった知恵の継承ということに関して、行政ができる支援というものはあるのでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 昔は多子世帯が当たり前のような時代でございましたけれども、現在はなかなか出生率も伸びないで、お一人の女性が生涯に出産する数も2.0を回って1.5とかというようなところで、1人から2人が多いというのは現状だと思っております。そういう中で、子育ての知恵を継承していくということは、非常に難しくなってきたというのは認識しておるところでございますので、今後も行政として資格を有する専門職員による相談や、全戸訪問等を通じまして、子育てのノウハウの継承や情報提供していくことが肝要かと思っております。

ちょっと話が変わりますけれども、6月23日から国の男女共同参画週間が始まりますけれども、ことしのキャッチフレーズは、地域力に女性力を掛けると、その先には無限大の未来があるよというようなところを掲げているようでございます。このように地域の子育て経験者の支援、ノウハウや経験でございますけれども、そちらの活用も非常に重要であると考えてるところでございます。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) 少子高齢化が進む中、子供や子育て世代への支援を充実させるということは、将来の東大和市を支える世代への投資につながると。そして、その投資に対して期待するリターンは、若い世代が定住することで、まちの活性化、財政力の維持、人口減少への歯どめであるというふうに考えております。子育て環境の充実、少子化が進む社会の中で、まちの発展につながる特効薬のようなものであると理解しております。当市における最重要施策として、ぜひとも日本一子育てしやすいまちの実現に向けて頑張っていただくとともに、せっかく投資をするわけですから、期待を裏切らないリターンが得られるように、しっかりとした取り組みをお願いし、最初の質問を終わりにいたします。

次に、健康長寿のまちづくりについてであります。

まず、東大和市の平均寿命と健康寿命についておわかりになっていれば教えてください。

○健康課長(志村明子君) 東大和の平均寿命と健康寿命についてでございますけれども、平成24年のデータにおきまして、市の平均寿命は、男性が80.1歳、女性が86歳となっております。健康寿命につきましては、男性が81.3歳、女性が82.8歳となっております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 健康寿命を延伸していくためには、お一人お一人の健康に対する意識を高めていくことが重要であると思っております。市としては、過去からそういった取り組みを継続して行ってきたとは思いますが、具体的にどのようなことをされてきたのか、またそれに対してどのような成果が得られてきたのか教えてください。

○福祉部長(吉沢寿子君) これまで市といたしましては、健康課と高齢介護課でそれぞれ健康の取り組みというのを行ってきたところでございます。例えば健康課におきましては、健康増進法に基づきましてさまざまな

検診や健康教育等を実施してまいりました。例えばがん検診とか胃がんリスク検査を初めとして、さまざまな検診を行ったり、例えば相談事業といたしましても、先ほどの別の議員のほうにお話しさせていただきましたが、女性の健康相談やこころの健康相談、それから健康のつどいなどで多くの市民の方にさまざまな啓発等をさせていただいたところでございます。また、各種の講演会なども行ったり、高齢介護課におきましても、平成18年度以降、介護予防等のさまざまな健康の高齢者に対するですけれども、そういったところの啓発や講演会等を行ってきたところでございます。

成果につきましては、そういったところで身近なテーマで健康に関する知識を持っていただいて、ふだんの健康づくりなどに取り組んでいただいているものというふうに考えております。また、健康課のほうの各種検診をお受けになった方につきましては、受診結果に基づいて御自分の体の状態を知っていただいて、その後の健康に対する認識や、健康増進への意識づけがされたり、速やかな受診行動といったところにつながったものというふうに考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 高齢者の積極的な社会参加や地域貢献、生きがいつくりということで、介護予防リーダーや体操普及推進員の養成及び活動支援、介護予防体操である東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発など、事業を推進しているとの御答弁があったかと思えます。生きがいの感じ方、社会参加に対する意識というものは一人一人異なってくると思うのですが、それぞれの個性を生かした地域貢献、それぞれの欲求に合わせた社会参加の機会づくりとして、市が取り組んでいることはどのようなことでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 市では、今議員よりお話のありました介護予防リーダー、体操普及推進員、また介護予防体操であります東大和元気ゆうゆう体操の普及のほか、認知症サポーターの養成講座、老人クラブの育成事業等を行っているところでございます。また、社会福祉協議会におきましては、見守り・声かけ活動、また家事の援助サービスでありますさわやかサービス、介護支援のいきいき活動事業等を行っているところでございます。これらの事業を総合的に推進していくことによりまして、個性を生かした地域貢献、またそれぞれの方の欲求に合わせた社会参加の機会づくりにつながっているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの御答弁の中で、課題として参加人数が少なく、事業効果が低いということが挙げられておりましたが、その要因というのはどのようなところにあると分析しておるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 要因といたしまして、介護予防の考え方ですとか、事業というものが、高齢者の方に浸透していなかったのではないかということが考えられております。当初、国は二次予防事業の参加率を高齢者人口の5%と見込んでおりましたけれども、私どもで介護予防の普及啓発や事業のお話をさせていただきますと、介護はまだいいですといったような返答をされる方もいました。こういうことから介護予防を、介護が必要というふうに感じる方もいたのかなということと、事業内容についても、結果として見ますと必ずしも人を引きつけるものではなかったのかなというところを感じております。それらが結果として、全国平均に0.8%という数字になったというふうに思っております。今後、健康寿命を考えて活動できるような支援を必要と考えておりますので、そのような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 過去におきまして、高齢者の方々が望む社会参加、地域貢献のあり方について、例えばアンケートをとったり、庁舎内で検討したりということはされたことがあるのでしょうか。もしあるのであれば

れば、そのときの結果、あるいはその後の対応等、教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 市では、高齢者福祉計画の準備にかかわるアンケートをとっておりました。直接に当たる議員の今おっしゃったあり方という趣旨ではございませんけれども、社会参加を把握するための設問がございました。その設問の項目の一部に、地域貢献活動の参加を把握するための項目もありました。社会参加の設問につきましては、人間関係や趣味、生きがい、グループ等の参加状況に関する内容でございました。また、地域貢献につきましては、高齢者、子育て等で支援を必要とする方々への支援活動や、地域の美化等の生活環境の改善、活動、参加状況に関する設問となつてございました。市におきましては、これらの調査結果を踏まえて策定した計画をもとに、今後、推進をしていくということでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 前回、3月の定例会の一般質問の中で、東大和元気ゆうゆう体操を取り上げさせていただきました。その際、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画において、東大和元気ゆうゆう体操を知らないと答えていた人が過半数を占めた。参加意向に関しては、機会があれば参加したいと答えた方が42.7%いたということが挙げられており、それに対して市からは、東大和元気ゆうゆう体操の認知度は順調に伸びている。参加意向に関しては、市内の各地域に自主グループができるよう努めていきたいとの答弁をいただいておりますが、この3カ月間の短い期間で対応が十分できているということは思いませんけれども、市長の公約の中にも元気ゆうゆう体操のさらなる普及拡大を図りますというふうに記されております。今年度、新たな体制でスタートしているというふうに認識しておりますが、今後のビジョンについて、また今後予定している具体的な取り組み内容等ありましたら、お聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 昨年度同様でございますけれども、市内で実施されますうまかんべえ～祭のイベントの参加ですとか、あと体操普及推進員や介護予防リーダーの方を中心として、体操の自主グループの活動など、地域に根差した活動を継続して取り組んでいくということで、今まで体操を知らなかった方、またなじみのない年代の方、若い世代の方にも知っていただくような働きかけを継続していきたいというふうに考えてございます。

その中の一つというか、PRとして、5月15日号の市報に、東大和元気ゆうゆう体操の関連記事、活動場所ですとかというところを掲載いたしましたところ、お電話等でもお問い合わせをいただいたところです。今まで、初めて知ったという方もいらっしゃったので、こういうことを続けて周知、普及啓発を続けていきたいと思っております。

11月には、健康課と合同で健康寿命の延伸と東大和元気ゆうゆう体操の普及イベントという形で、ハミングホールで実施いたします。内容については、まだ計画段階ではございますけれども、市民参加型の体操の発表であるとか、ワークショップ等を行いまして、年齢を問わず楽しんでいただいて、体操を体験していただけるような内容にしたいというふうに考えてございます。これを通して、さらに普及、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時29分 休憩

---

午前11時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの再質問の中で、1点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

2番目の健康長寿のまちづくりに関する再質問の一番最初のときに、平均寿命と健康寿命の質問をさせていただきました。そのときに御答弁の中で、男性の平均寿命が80.1歳、健康寿命が81歳という御答弁をいただいていたと思うのですが、そのあたりの違いといいますか、健康寿命のほうが数字が高いというその理由について、御説明をいただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 平均寿命と健康寿命について、御説明のほうをさせていただきます。

平均寿命といえますのは、ゼロ歳の方からの平均余命ということで、何年生きられるかという期待値を平均寿命として一般的に用いております。一方、健康寿命というものにつきましては、65歳という65歳の年齢に65歳の平均自立期間という、いわゆる日常生活において自立している期間を足した年を健康寿命という形で一般的に使っております。したがって、東大和の場合は、男性が80.1歳が平均寿命、健康寿命が81.3歳というような形で、数字のほうでは逆転しますが、こちらのほうは、もともと使っているデータのほうが違うといったようなことから生じる数字上のものとなっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

もとに戻します。

今年度に入りまして、東大和元気ゆうゆう体操につきましては、その実施状況を把握するために、市内19カ所の会場を全て見て回るという取り組みがなされていると思います。実際に現場に顔を出してわかることもたくさんあると思うのですが、どのように感じられているのか、そのあたりを教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） どの会場でも、参加されてる方が生き生きと元気でというところです。また、体操普及員の方の声かけにも、楽しくやりとりというところがありまして、参加者一人一人の人が楽しみながら介護予防の体操をやられてるというところを実感をさせていただきました。やはり体操普及推進員の方の努力というか、役割が大きいというところを再認識をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 健康寿命の延伸のために、東大和元気ゆうゆう体操のみならず、市ではさまざまな施策を打ち立て、実践していることは十分承知しているつもりであります。高齢者の方々が健康で過ごすためには、生きがいを持つことが大切な要件になると思います。この生きがいを見つけるためのサポートとして、市が行っている施策はどのようなものがあるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現在、高齢介護課でやっております施策、事業でございますけれども、介護予防事業の中の一環として、介護予防リーダー、体操普及推進員の養成、支援というほか、先ほども答弁させていただきましたが、介護支援いきいき活動事業等、また高齢者の福祉サービスといたしましては、認知症のサポート養成講座、生きがいデイサービス事業、老人クラブの育成事業というものをやっております。介護予防教室の中では、はつらつ倶楽部、筋力向上トレーニング等をやらせていただいて、生きがいにつながるという形で進めさせていただいております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の中で、高齢者がみずから望む生活やライフサイクルに合わせて、社会とかかわり続けられるよう、社会参加の機会の拡充や活動への支援を促進してき

たという記載がございます。これまで具体的にどのような取り組みを進め、それによってどのような成果が上げられたと評価をしているのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今までやってきた事業ということになりますけれども、介護予防リーダーにつきましては養成講座を行いまして、今まで77名の方が受講しております。体操普及推進員の方につきましては、東大和の元気ゆうゆう体操を制作をしていただいて、その後、講座をやったところで72名の方が受講しております。介護予防リーダーの方については、サロン等、市内でやっていただいて、当初、13カ所だったものが32カ所。元気ゆうゆう体操につきましては、3カ所であったのが、現在19カ所という形で広がりを進めております。また介護支援いきいき活動事業でございますけれども、平成23年度から事業開始いたしました。ボランティア活動を通じて社会の参加をしていただくと。また、ポイントをためて、転換金の交付を行うという事業となっております。どちらにおきましても、社会参加の機会、また生きがいの活動支援につながっているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 高齢者の方々が生きがいを見つけるための一つの手法として、世代間交流というものがあると思いますが、現在、市で行っている世代間交流の取り組みとしてどのようなものがありますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 以前、世代間交流の事業といたしまして、放課後子ども教室を検討した経過があるんですけれども、結果として実現に至ってなかったということがあります。社会福祉協議会の中では、24年度から世代間交流の事業として、うどんづくりというところで、高齢者と小学生の方を募集してやっていると。事業があるということで、応募または参加状況等も非常に評価を受けてるというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 一口に世代間交流といいましても、その形は年代層の組み合わせも含めさまざまあると思います。高齢者を基準とした場合の世代間交流に関して、どのような形の交流が考えられるのか、またそこに内在する難しさ、あるいは課題といったもの多々あると思います。また、その対応策についてお聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 世代間交流を考えた場合に、現代の家族の核家族ですとか、家庭の状況等を踏まえますと、高齢者が今まで培ってきた知識、経験などを生かしていただいた子供との交流ですとか、子育てする親の方との交流支援というのが考えられるかなというふうに思います。課題等でございますけれども、やはり提供する側と受け入れる側のニーズ、そういうもののマッチングが合ってるかどうかですとか、あるいは具体的に事業の進行の際の対応ですね、こういうのが課題かなというふうに思っております。対応策でございますけれども、やはり事前の想定と事後の評価、効果というものをちゃんと検証していくことが必要だろうというふうに認識してございます。

○10番（根岸聡彦君） 世代間交流の一つの例として、高齢者の方々がお持ちの生活のための知恵やノウハウといったものを、若い世代の方々へ伝えていく、そういう機会づくりといった取り組みが考えられるのですが、そういった取り組みは現在行われておりますでしょうか。もし行われているのであれば、具体的にどのような分野で、どのような形で行われているのかお聞かせいただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在の世代間交流のものということでは、主にということではなかなかないんですけれども、現在、社会福祉協議会のほうで中心に、ふれあいなごやかサロンというような、コミュニティサロ

ンが多数できております。そういった中で、少しずつでございますが、今後、子育てとか異世代の交流に対するサロン活動ということで、そういった視野に入れながら、取り組みを少しずつ開始していこうということでございますので、そういったところでさらにコミュニティサロン、高齢者の方とほかの方の世代の交流というものを進めていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 世代間交流に関しましては、最初の質問で挙げさせていただきました子育てにつきましても、高齢者の方々の知恵というものは非常に有益な財産になるというふうに思うのですが、高齢者の方々の社会参加の機会をふやすという観点で、子育ての分野で高齢者の方々の知恵を、あるいは高齢者の方々、御本人を活用する施策というものは考えられないでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 子育ての関係につきまして、議員のおっしゃったとおり、少子化で子育ての経験の少ない、相談できる子育て経験者が近くにいない保護者にとっては、育児方法や病気など、不安や悩みが多くあると思います。まず、専門家への相談が必要だと考えております。孤立感を防ぐ方法の一つとして、子育てを経験してきた先輩方と、世代交流は保護者だけではなく、子供たちにとっても重要な経験になると考えております。現在、児童館や青少年対策地区委員の活動の中で、世代交流の事業を実施しております。昔遊びなどの取り組みを入れまして、交流を図っているところでございます。今後も青少年対策地区委員の活動とともに、世代間の交流を図れるような事業を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

健康長寿の取り組みは、最初の子育てと同様に、まちの活性化のためには不可欠なものであると理解しております。最初の質問で子育てを、次の質問で健康長寿を取り上げたのは、まさに高齢者の持っている知恵と技能を、最重要施策である子育て支援に生かしたいというふうに考えたからであります。高齢者の方が、元気で社会参加ができる状況ができていけば、そういった方々がお持ちの知恵を子育て世代のお母さん方に受け継ぎ、子育てしやすいまちの実現につながっていくものと期待しております。当然のことながら、そこには越えていかなければならないハードルが多くあるということも承知はしておりますが、行政に子育て支援に向ける力の幾らかを元気な高齢者に担っていただくことで、行政は新しい施策を打ち立ててよし、高齢者は元気に社会参加ができてよし、子育て世代はそのノウハウや技能が身近に得られてよしといった三方よしの関係が成り立って、まち全体の活性化につながっていくものと思いますので、そういう環境に進んでいくことを期待し、2つ目の質問を終わりにいたします。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、午前中に引き続きまして一般質問をさせていただきます。

3番目の質問になります。狭山茶についてであります。

狭山茶の特徴は、鮮やかな緑色、爽やかな香りとコクのある味であるということですが、一般的に静岡茶、宇治茶といった他県の有名なお茶と比較して、どのような評価を得ているのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 狭山茶についてでございますけれども、狭山茶につきましては、「色は静岡、香りは宇治よ、味は狭山でとどめさす」というような茶づくり歌があるとのことでございます、そういった意味で古くから味に定評があって、支持されてきているというふうに向っております。

他の産地に比べまして、寒冷な気候の中でつくられる狭山茶につきましては、そのために葉が厚く、味が甘く、濃厚な上に、さらに狭山茶独特の仕上げ乾燥法といたしまして、高温で火入れをするということで、独特の香りを出しているということでございます。こういったことが高く評価されまして、非常においしいとの評判を得ているものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市における狭山茶の生産量というのは、どのくらいあるのでしょうか。過去何年かの推移がわかれば教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 当市の狭山茶の収穫量でございますが、過去3年間につきましては、平成22年度の生茶の生産量は23トン、23年度の生茶の生産量は22トン、平成24年度の生茶の生産量は21トンでございます。多摩地域では、青梅市、瑞穂町、武蔵村山市に次いで4番目の収穫量でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、市内の茶畑の面積というのはどの程度あるのでしょうか。また、過去からどのように推移をしているのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 当市の狭山茶の圃場面積でございますが、過去3年間につきましては、平成22年度は1,275アール、平成23年度は1,208アール、平成24年度は1,193アールでございます。多摩地域では、青梅市、瑞穂町、武蔵村山市に次いで4番目の圃場面積でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの御答弁の中でも、都市景観や緑の保全という観点から茶畑は重要な役割を果たしているとのことだったと思いますが、それに反して現状は茶畑の面積が減少しているということでした。その要因としては、どのようなことが考えられますでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 茶畑の面積が減少している要因として、農家の方が相続税の支払い等で茶畑を手放すことが考えられます。市の代表的な特産物でございます狭山茶でありますその圃場を、できるだけ残していきたいと考えてございます。農家の御希望によりまして、生産緑地に申請していただき、茶畑の維持をしていただければと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 茶畑を保護するための施策として、現在取り組んでおられることはありますでしょうか。具体的な施策、あるいは将来展望もあわせてお聞かせいただければと思います。

○市民部長（広沢光政君） 市では、現在、東大和市茶園経営研究会、こちらのほうに補助を行っておりまして、狭山茶の品質向上と生産性の安定に努めているところでございます。その研究会におきましては、農業経営安定のために、茶園経営の振興と生産技術の向上、それから販路の拡充を目的に活動してございます。具体的には、狭山茶の品種及び生産性の向上を図るということを目的に、3種類の薬剤、こういったものを会員農家のほうに配布しております。また、茶園経営の振興という観点から、茶園の立毛共進会、これを開催いたしまして、審査を行って優秀な茶園を表彰しているというところでございまして、これに茶畑の保護というために、その茶園経営につきましても現在支援を行っているというところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

一般的にお茶と申しますと、まず思いつくのがやはり静岡茶、京都の宇治茶、鹿児島を知覧茶というものが有名なものになるかと思えます。全国的に見た場合、やはり狭山茶のブランド力というものが余り高くないようにも思えるのですが、市としてはどのように認識をしておりますでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 狭山茶につきましては、先ほど冒頭でも申し上げましたとおり、日本三大銘茶の一つということで、「味の狭山」と言われているところがございます。味に関しましては高く評価されておりますけれども、今御質問者のお話ありましたように、知名度という点につきましては、やや劣るところがあるかもしれません。ブランド力を高めていくということには、商品の生産体制とあと販売戦略、こういったものの組み合わせですね、こういったものが重要なポイントになってくるのではないかとこの方には認識しているところがございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今、そのブランド力を高めていくという手法についても御答弁をいただきました。これに関して、市はどのように関与していくことが可能でしょうか。

○市民部長（広沢光政君） ブランド力の向上ということでございますけれども、狭山茶の製造、販売におきまして、狭山茶が生まれてきた背景というものを、そういったものをPRすることが重要ではないかというふうに考えてございます。そういった意味から申しますと、市といたしまして狭山茶に関する物語、それから歴史、ちょっと大げさですが哲学といったような、狭山茶ブランドの情報発信が可能であるんじゃないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） まさに、そのとおりだと思います。その狭山茶のブランド力を高めるために、現在、都内でも生産をしております青梅市、瑞穂町、武蔵村山市といった東京狭山茶を生産している地域と共同でPR活動を行う等の取り組みは行ったことがあるのでしょうか。あるいは、また今後検討していくということは可能でしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 地域との共同によるPR活動の取り組みということについてでございますけれども、西多摩のほうの西多摩農業協同組合、こちらのほうに東京狭山茶を生産しております農家で構成されます東京狭山茶農業協同組合というものがございます。この組合におきまして、今お話ししました東京狭山茶、こちらのブランド力向上、それからPRについても、もう既にさまざまな取り組みを行っているということでございます。当市におきましても、関係機関との連携を含めまして、地域との共同のあり方、こういったものを研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 狭山茶を使ったいろいろな商品が、各地で開発をされております。他の地域において、どういった商品が開発をされ、既に商品として出回っているのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 狭山茶を使った他地域での商品開発でございますが、埼玉県的高速道路のサービスエリアでは、狭山茶ソフトクリーム、狭山茶ようかんが販売されております。また、製茶販売店では、狭山茶抹茶パフェ、お茶の葉カレー、お茶の葉くろ佃煮、お茶の葉あん＆ホイップのコッペパン等が開発、販売されております。さらに、現在人気のある漫画の中では、狭山茶を使ったまんじゅうとして、いるまんじゅう

が描かれ、現在では開発された商品が大手販売店で販売されている状況でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) いろいろな商品が開発をされているということですが、東大和市におきましても、商工会でひがしやまと茶うどんを開発し、販売をしているとの御答弁がありました。そういったよその地域で既に開発されている商品であっても、そのアイデアを参考にし、改良を加え、新たな製品として世に出していくということができると思うのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。また、それに際して、市として市民から広くレシピ等のアイデアを募集し、商品化のための支援を行うといった協働の施策というものは考えられないでしょうか。

○市民部長(広沢光政君) 他の地域、よその地域で開発された製品をということでございます。そういった製品を参考に、新たな商品開発、こういったものを進めていくということは、狭山茶の特性を生かすとともに、そういった他の地域で既に開発された製品の強みを研究して、そのよさを新商品の開発に取り入れていくということで、大変有効な手段ではないかなというふうには認識してございます。

また、市民協働を取り入れた商品化に向けた支援、施策ということでございますけれども、こちらにつきましては市の商工会ですとか、それから製茶の事業者さん、こういった方々とも情報交換等を行いながら、今後研究してまいりたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) それでは、茶畑の保全に関してですが、昨今、茶畑に関してはカイガラムシによる被害が出ているという声を聞くのですが、農家さんからの状況報告はどのようになっているのか、市としてつかんでいる実態があれば教えてください。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 東京都の農業改良普及センターによりますと、七、八年前から多摩地域での茶畑でカイガラムシによる被害が出てるということでございます。市におきまして、生茶を生産している農家にお聞きしましたところ、ことしもカイガラムシが発生し始めてるということでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) そのカイガラムシによる被害というものは、お茶の木がどのようになってしまうのでしょうか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○産業振興課長(乙幡正喜君) カイガラムシによる被害は、直接的な被害と間接的な被害がございます。直接的な被害は、茶の木に付着したカイガラムシが樹液を吸うために、茶の木の育成に悪影響を及ぼします。新芽の出が悪くなったり、枝枯れを起こすことがございます。間接的な被害は、カイガラムシの排せつ物が葉の上につきまして、スス病が繁殖して葉が黒くなります。植物にとって大切な光合成が妨げられ、育成が悪くなるということでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) そのカイガラムシ対策としては、どのような策を講じることが有効であるとされているのでしょうか。

○産業振興課長(乙幡正喜君) カイガラムシの成虫は、殻をかぶったり、ロウ物質で覆われてるため、退治が難しい害虫の1つでございます。カイガラムシの防除には、幼虫の発生時期に的確に把握いたしまして、殻が十分に形成されない、幼虫がピークになる時期に防除を行うのが大切でございます。通常、幼虫の発生のピークから1日から5日目に薬剤を散布いたします。年に3回ほど散布が必要でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) カイガラムシに有効な薬品というものは、開発をされているのでしょうか。また、その使用状況はどのようになっているのでしょうか。

○産業振興課長(乙幡正喜君) お茶の木に付着するクワシロカイガラムシに大変有効な薬剤として、ブルー트가開発されております。ブルー트는、クワシロカイガラムシの成虫が冬季の休眠期間中に、1回だけ散布するだけで防除できます。しかし、蚕に対して低濃度の散布でも影響を及ぼします。使用につきましては、製造メーカーにおいて使用できる地域を自主規制しているということでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) そのブルートという薬剤は、現在どういった地域で使用されているのでしょうか。そのブルートの使用については、都道府県単位での許可が必要になるものなのでしょうか。あるいはお茶農家が、その薬剤メーカーに直接購入するということは可能なのでしょうか。

○産業振興課長(乙幡正喜君) ブルートは、九州や関西、静岡などのお茶の産地でも、養蚕業が行われていない地域で使用されていると聞いております。近隣では、埼玉県の東部で使用されております。使用につきましては、都道府県単位の許可は必要ございません。製造メーカーでは、使用できる地域を自主的に規制しており、会員として認定した生産者だけに販売してございます。会員に認定されるためには、安全使用に関する説明会を受講いたしまして、所定の審査が必要となります。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ブルートの使用ということについては、東大和市での使用は可能なのでしょうか。もし、使用できないということであれば、それはどのような理由によるものなのでしょうか。そして、その使用によって発生する影響というものは、どのようなものが考えられるのでしょうか。

○市民部長(広沢光政君) ブルートの使用についてでございますが、東大和市につきましては、製造メーカーによる自主規制で使用できないという地域に入っております。ブルートは、先ほどの担当課長のほうからも御説明しましたが、低濃度の薬剤であっても、これが飛散した場合に、それが桑の葉に付着いたしますと、それを食べた蚕、こちらのほうに悪影響が出るということございまして、本市の場合、近隣市に養蚕業の方がおられるために、自主規制地域になっているということございました。

なお、東京都につきましては、東大和市、本市だけでございまして、東京都全域がメーカーにより自主規制地域となっております。あと、三多摩圏の西部地域も、規制対象地域となっているということございました。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) そういった規制の対象になっているということは、あるのかなというふうに思います。養蚕業に影響があるということではあるのですが、そういった他産業に対する配慮も鑑みながら、都に対してということがあるのかわかりませんが、あるいはその薬品、薬剤メーカーに対して働きかけを行うということは考えているのでしょうか。

○市民部長(広沢光政君) 働きかけということでございますが、まず東京都に対してでございますけれども、東京都に関しましては、東大和市におけますカイガラムシの被害状況、こういったものにつきまして、都の農業改良普及センター、こういったところに報告をした上で、有効な防除法、こういったものについてアドバイスを受ける、もしくは相談をしていきたいと。今現在も行ってはおりますけれども、引き続きそういった連絡体

制、相談体制をとっていききたいというふうに思っております。

製造メーカーに対してでございますが、確かに製造メーカーのほうにいたしますと、この自社製品によってそういった被害が出ますと、その賠償等の問題も出てまいるということもございますので、かなりこの辺はナーバスな問題になってくるかなというふうに思いますけれども、メーカーに対しましては、東大和市の置かれた立地条件、そういった周辺環境、そういったものも説明しながら、規制の状況などについて確認をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

やはりその薬剤散布、製茶業のみならず、他産業への影響というものは、当然配慮していかなければならないわけであります。薬剤の散布に関しましても、やはり最も有効なのは、やはり幼虫の時代、貝殻の中に、貝殻が形成される前の段階で薬剤を散布し、防除をしていくということが、最も重要になってくるのかなという気がいたします。そういったカイガラムシの発生に対して、常に情報を収集し、またお茶農家さんに対する情報を発信し続けていただくような、そういった施策をとっていただければと思います。

狭山茶は、昔から東大和の特産品であったわけであります。お茶に含まれるカテキンには、血中コレステロールの低下、体脂肪低下作用、がん予防、虫歯予防、カフェインには覚醒作用、持久力増加、二日酔い防止、テアニンには神経細胞保護作用、リラックス作用等々、さまざまな効果があるというふうに言われおり、非常にすぐれた食品であると言うことができると思います。そして、その中でも狭山茶は、地元の茶摘み歌の中で、「色は静岡、香りは宇治よ、味は狭山でとどめさす」というふうに歌われていたということで、味については、これは日本を代表する究極のお茶であると言っても過言ではないかと思う次第であります。そして、その茶畑のある風景、これは東京にありながら都会の喧騒を忘れ、人々に安らぎと潤いを与えるすばらしい景観であるといえるのではないのでしょうか。都市農業と観光事業、双方の発展につながる可能性を大いに秘めた東京狭山茶の保護、育成、保全に関して、今後も継続して支援をしていただくことをお願いし、今回の私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（関田正民君） 次に、9番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔9 番 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 議席番号9番、自由民主党、中村庄一郎です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

国有地の利活用についてでございます。

桜が丘3丁目の国有地の利活用についてということで、アといたしまして、現在の状況について。

イといたしまして、利活用についての市の考えについて。

以上、再質問におきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔9 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、桜が丘3丁目の国有地の現在の状況についてでございますが、この国有地につき

ましては、現在、警視庁が教養訓練施設予定地として管理しております。現時点では、土地の利活用について国と調整中ではありますが、昨日、平成27年6月16日付の市議会議員の皆様への情報提供という形で、国有地の一部におきまして国に借用をお願いしているところであります。

次に、桜が丘3丁目の国有地の利活用の考えについてであります。桜が丘3丁目の国有地は、有効活用が可能な大規模な土地であると認識しているところであります。市としましては、国との連携を密にするとともに、その利活用につきましては、公共施設全体の配置状況や取得に要する費用の市財政に与える影響等を十分考慮しまして、検討していくことが重要であると考えております。国有地の利活用の可能性につきましては、庁内の市有地等利活用検討委員会において検討してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

桜が丘の地区のこの国有地の問題は、我々、自由民主党東大和市議団としましても、警視庁のグラウンドの使用、借用のときから、自由民主党の衆議院の木原誠二先生を通じて、まずは借用さしてくださいというところから始まりまして、現在に至るまであそこの国有地の土地につきましては、いろいろ東大和の自由民主党の市議団といたしましても、ずっと気にとめて、いろんな形で利用ができないかなということで、衆議院議員の木原先生をお願いをしたりなんかしながら、いろいろ検討をしてきたところもございました。私のほうにも、いろいろこういう議会の席でも、要望等々をさせていただいた経緯がございました。本当にここへ来て、少し幾らか事が進んできたのかなというふうな気持ちでいっぱいしております。本当にありがたいことでございます。

では、6月16日付で国有地についての情報提供があったということでございました。国有地の一部を消防署の仮庁舎で借用するというところでございますけれども、どのような経緯で国有地を借用することに至ったのかお教えいただきたいと思っております。

○企画財政部参事（田代雄己君） 桜が丘3丁目の国有地につきましては、従前からその利活用につきまして、財務省の関東財務局のほうと情報交換や調整をさせていただいてきたところでございます。16日付の情報提供にありますように、平成27年の1月に東京消防庁の消防総監通知によりまして、北多摩西部消防署改築に伴う仮庁舎用地の確保についてという依頼が市に対してありました。その中の条件に、仮庁舎を建設するためには約2,000平米の敷地の面積が必要であるということと、間口全体が道路に接道し、道路幅員が6メートル以上あるということが条件に付されておりました。市としましても、市有地等につきまして、そのような条件に合うかどうかを検討したところでございますけれども、そういう条件に合う土地が見当たらなかったという経緯がございました。

そのような状況の中で、東京消防庁に回答する期限等も迫っておりましたので、この関東財務局、国のほうにも相談をさせていただきまして、このたび市としまして、財務省関東財務局東京財務事務所立川出張所になりますけれども、この国有地の借用につきまして依頼の文書を提出させていただいたような経緯でございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、消防署の仮庁舎の用地の確保の要請がなかった場合、どのようなスケジュールを考えていたのか、お教えいただきたいと思っております。

○企画財政部参事（田代雄己君） 当初の段階では、具体的なスケジュールというのは持っていたわけではござ

いません。これまで調整した中では、この桜が丘3丁目の国有地につきましては、現在、警視庁が管理しておりますことから、国からは、まず警視庁から財務省に引き継がれた後に売却する方針であるという説明は聞いておりました。そして、もし実際に警視庁から財務省に引き継がれた際には、地元自治体に対しまして取得要望の確認について情報提供をしていただけるということで、もしそういう情報提供がありましたら、市としまして取得要望する際に利用計画を作成し、国に提出するようにと、そういう手続が必要であるという説明までは聞いていたような状況です。そういうこともありましたので、市の中では市有地等利活用検討委員会を設置しまして、国有地の利活用につきましても検討してきたところでございますけれども、実際の具体的な手続としましては、警視庁から財務省に国有地が引き継がれた段階ということを考えておりましたので、その後、市として一定の手続が必要になるんじゃないかというふうに考えていた次第でございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、今回は借用ということですが、無償譲渡と、このぐらいの考え方というのはなかったのでしょうか、お教えいただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） かねてから無償譲渡のお願いはしてまいった次第なんですけれども、この無償譲渡なんですけれども、それが実現すれば、市としてのこれまでの思いもかなうということなんです、実際に国のほうと話をさせていただきますと、今の時点でこの国有地の手続を鑑みた場合に、無償譲渡はとれないということで説明を受けてるような状況でございます。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） それでは、消防署の仮庁舎用地を市が確保する根拠はどうか、教えていただきたいと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 東大和市が東京都と消防事務委託をした際に、取り交わしました消防事務の委託に関する規約第2条第1項で、委託事務の管理に要する経費は、東大和市の負担とするという規定を根拠に、消防署の改築の仮庁舎用地につきまして、東大和市が負担することになっていると、東京都と消防庁から説明を受けてございます。また、北多摩西部消防署と同時期に改築を予定してございます他市の消防署の例でも、当市と同様に消防事務委託を根拠に、仮庁舎用地の確保を東京消防庁から求められておまして、実際に仮庁舎用地を確保しているということでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、市有地との確保を検討したということですが、どのような場所を検討したのか教えてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市有地の中の検討でございますが、現在の給食センターの用地であるとか、庁舎の北側の駐車場など、可能性があるかどうかを検討いたしました。2,000平方メートルの面積で、間口全体が道路に面しており、道路幅員が6メートル以上あるという条件に合う土地ということは、現在の土地の利用状況から、市有地等におきましては適地がないというふうに考えたものでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 検討した用地ということで今お聞きしましたが、なかなか無理のあるようなところばかりのようで、やはりあそこであれば難しいのかなということですが、仮庁舎の建設のスケジュールを、どのようになっているか教えていただきたいです。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 東京消防庁のほうから示されているスケジュールでございますが、平成27年度に

用地を確保ということでございます。平成28年、29年の2カ年にわたりまして、土質調査及び設計、平成30年度に仮庁舎建設を実施しまして、平成33年度に仮庁舎を解体するというスケジュールを聞いてございます。市としましては、その予定で急ぐように仮庁舎用地の確保をしようとしているというふうに検討してきたところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） なかなかああいう施設でございますので、移転の期間や建築の期間というのは結構かかると思いますが、国有地の借用期間の開始が平成30年でしたっけ。そうですね。平成30年ということでもありますけれども、現在、桜が丘3丁目の国有地は、警視庁が管理しているというふうに答弁がございましたけれども、それまでには国に引き継がれるという見込みがあるのかどうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 国有地の借用期間でございますけれども、ちょうど建設工事が始まると今、期間が平成30年度からということもございまして、その平成30年度から平成33年度まで、仮庁舎が解体するまでということを考えているところでございます。それで、借用期間が開始するのが30年度なんですけれども、現在、警視庁のほうはその土地を管理しているような状況です。それが今後どうなるかということでございますけれども、桜が丘3丁目の国有地につきましては、今、国から説明を受けているのが、警視庁から財務省のほうに引き継がれるのが平成28年度中というような予定だと聞いてるところでございます。ですので、引き継がれた後にお借りするような、そういうことを考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、借用する国有地の位置ですね。これは図面をいただいて、図面がついていましたけれども、国有地の北側に面していた、そういうふうに国有地の北側に面していましたが、そこにした理由はどういうことでしょうか、教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 桜が丘3丁目は約2万2,000平米あるわけなんですけれども、その中で今、消防署の用地ということで2,000平米の面積が必要だということと、間口全体が道路に面している。また、道路幅員が6メートル以上あるという、そういう条件がございましたので、まずそこに見合う位置ということを考えました。また、さらに北多摩西部消防署は、武蔵村山市と東大和市の2市を所管しているということもございまして、緊急時には両方の市を見ることになるわけですので、出動時等に支障のない位置ということも考えまして、図面をつけさしていただきましたが、そこを案として示さしていただいているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、借用するための賃借料ですね、これは幾らぐらいということで考えているのか、教えていただきたいと思えます。

○企画財政部参事（田代雄己君） 現在のところ明確な賃借料につきましては、国とは調整は済んでないというような状況でございます。ただ、賃借料の算定の方法だけはお聞きしておりまして、相続税路線価に、掛ける面積、掛ける利回りという計算式があるというふうに聞いております。その利回りがわかれば概算を出せるんですけれども、その利回りの額というか、率につきましては、現在、国のほうから御説明を受けてないような状況でございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） わかりました。じゃ、まだわからないということですね。

そうしたら、もし国有地の借用ができない場合だったら、この件はどんなふうになるのか、お教えください。

○総務部長（北田和雄君） 国有地が借用できなかった場合の消防署の建て替えなんですけども、市としましてはいろいろ検討しましたが、ほかに適地がございません。ですので、北多摩北部消防署の建て替えに大きな影響が出てくるというふうに考えております。北多摩西部消防署ですけども、この建物は昭和45年にできたものです。ですから、大分老朽化も進んでおります。そういうこともあって、建て替え候補に上がってきたということもあると思います。これがなかなか進まないということは、市民の生命と安全を守っている消防署の業務にも支障が出てくるというふうには考えております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） 今の話でもそうなんですけど、賃借料がどのぐらいかかるかも、算出がまだ難しいということもあつたりなんかして、そういうことを考えますと、実際に借りられる見込みはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 今、総務部長のほうからもお話させていただきましたが、仮庁舎の用地が確保できない場合というふうになりますと、北多摩西部消防署の全体的な建て替え計画に大きな影響があるということ、それと市民の生命と安全の確保にも支障が生じるというお話がありました。そのほかには、いろいろとここで検討した中で、もう桜が丘3丁目の国有地しか候補地がないという、そういうことになりました。また、この北多摩西部消防署の仮庁舎につきましては、公共的なことの事業というような大きな前提がございますので、これらにつきまして国のほうに重ねて説明を今してるところでございます、市としましては借用がぜひ可能になるようにということで、現在、国のほうにお話、お伺いしてるところでございます。国におきましては、この市の事情を大変理解していただきまして、御理解をさせていただいているというふうに現在は考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひ、そこを力強く進めていただいて、今度それが進むと、実際には今度、住民への説明会ということになると思いますね。消防署の仮庁舎の建築に当たり、住民への説明はどのように行うのか教えていただきたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 仮庁舎の建設に当たり、住民への説明でございますが、市の役割としましては、用地の確保が一応、市に求められております。東京消防庁の話ですと、建物建設になりますと、これはもう東京消防庁のほうで行うというふうになっております。そういった状況からしますと、住民説明とか近隣への説明については、東京消防庁のほうで行っていただけるというふうに考えています。ただ、地元で行うことですので、市のほうも消防庁と連携して対応はしていきたいというふうには考えています。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） 理解いたしました。確かに消防署のほうで対応するとはいっても、やっぱり大和の住民でございますから、行政がきちっと丁寧な対応をしていくのが、まず第一かなというふうに思います。また、音だとか、建築中の音もそうでしょうけども、仮庁舎ということでもありますので、恐らく火災の出動だとかいろいろなところで、やはり結構いろんな騒音の関係だとか何とかって、住民のいろんなお話もあると思います。そのところは、やはりきちっと丁寧に市の行政側でも説明をしていただければと思います。

それでは、国有地の現状の対応につきましては十分理解させていただきました。ありがとうございます。次に、今後の利活用についての市の考え方を聞きたいと思います。

今回は、一部の国有地の借用を要望しておりますけれども、国有地全体の利活用については、全体的な構想  
というか、どのように考えているのか教えていただきたいと思ひます。

○企画財政部長（並木俊則君） この桜が丘3丁目の国有地につきましては、約2万2,000平米というふう  
に現在では言われてるところでございます。この2万2,000平米につきましては、平成28年度中に現在管理して  
おります警視庁のほうから、財務省のほうに引き継がれる予定ということで、今、国から聞いてるところ  
でございます、そのような説明を受けてるところでございます。この引き継がれた後でございますが、仮に東大和  
市のほうでその利活用をというふうなこの場合は、その取得等に向けて利用計画を国に提出するとい  
うようなことを説明を受けておひまして、これにつきましては時期も含めまして、今後、国と調整をする  
というふうなことになると思ひます。この内容につきましては、今後も国に確認をとりながら、事務的  
なものは進めてまいりたい、対応してまいりたいというふうな考えてございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、要望書の中なんですけれども、当市としましては、借用期間に一定の制限があるとのこと  
から、平成32年度中の当該国有地の取得に向けて努力する所存というふうにありましたが、平成32  
年度に国有地全体を取得するということであるのかどうか、教えていただきたいと思ひます。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在、北多摩西部消防署の借用の期間というのは、先ほど御説明  
させていただきましたが、建設工事が始まります平成30年度から、解体を予定しております平成33  
年度までということで、4年間というふうな借用期間になるという考えでございます。この借用期間、  
4年でございますが、国の規定の中では、借用は3年間というふうなルールがござひます。そう  
しますと、4年でございますので、3年を超えてしまうということで、今回、借用依頼の文書に  
つきましては、4年目を迎えます平成32年度中に国有地の取得に向けて努力をしますとい  
うことで、市のほうの文書には加えているものでござひます。国有地の取得につきま  
して、市は努力をするということの考えを示したわけでございますが、仮に取得をするとい  
う場合には、利用計画を作成する必要があるということになります。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 今お話のように、国有地の全体の利活用を検討する上では、最終的には  
利活用計画を作成するということでありませぬ。その際には、市民や市議会に説明をしていく  
ということに理解をしていってよろしいのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 利用計画という内容につきましては、現時点では白紙でござひ  
ます。一切、市のほうでは、その内容について考えを現時点では持っておりませぬ。今後、  
利用計画を作成するに当たります、今、中村議員がおっしゃいますように、市民の皆様、  
市議会議員の皆様には説明をいたしまして、御理解をいただくという必要があるとい  
うふうな認識してござひます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

あそこの場所は、これまで30年以上も何も使われずにあつた国有地であります。その一部でも、  
市民や都民のために使われるという可能性が出てきたことは、非常に大きな前進であるとい  
うふうな私たちが期待をしているところでありますし、非常にいいことだと思ひておひ  
ます。国でも市の事情を理解しているということは、大変よいことであるかなとい  
うふうな考えます。まずは仮庁舎用地の借用ができるよう応援したいというふう

に思いますし、今後の国有地全体の利用についても、あれだけ大規模な未利用地がございますので、市民のために利活用できるように、引き続き国とも調整を図ってってもらいたいというふうに思います。ぜひ期待しているところでございます。私たちも一生懸命応援させていただきたいというふうに思います。

また、最後に市として、この国有地に対する総括的な考えをお伺いしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 今バックアップをとということでお答えいただきまして、本当にありがとうございます。市といたしましては、非常に長い間、使われてこなかったこの国有地、私も二度ほど、地元に使わせてもらいたい。それから、30年間も地元は不利益をこうむってきたので、ぜひ無償でというお願いをしてお邪魔したことがございましたが、なかなか国は制度的に難しいというお答えで、当初は警視庁が使わなくなると売却しますよということが、ようやくここで、有償になる可能性は高いんですけども、市に譲っていただける方向に進んできた。北多摩西部消防署の仮庁舎の用地の確保、これは市としましても喫緊の課題であります。財務省におきましても、先ほど来、お答えをさせていただいておりますが、市の事情をよく理解をさせていただいているということで、借用の依頼文書をようやく提出することができ、預かっていただいております。何とか市民の皆様、生命、財産、この安全の確保に支障が生じることがないように、借を進めていきたいというふうに考えております。そして、市も全力を挙げて努力してまいります。市議会議員の皆様のお理解、御協力をぜひお願いしたいと思います。

また、国有地全体につきましては、警視庁から財務省に引き継がれる時期が平成28年度中の予定という説明を受けておりますので、今後の利活用につきましても、国と調整をして、時期を逃すことがないように、手続等に向けて情報収集をしっかりと進めてまいりたいと考えております。その上で、利用計画を作成する場合には、市民の皆様や市議会議員の皆様説明を十分にさせていただき、御理解をいただく必要があると考えておりますので、またその時期が参りましたら御説明をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願したいと思います。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひ、期待をしているところでございます。

今後の話になりますけれども、市民の方々や市議会の声に耳を傾けていただきまして、大変に貴重な大規模な土地でございます。ぜひ、その有効活用、また私たち自由民主党東大和市議団は、この件に関しましても全面的に協力をさせていただきたいというふうに思っております。ぜひ、市民にとりまして望ましい利活用となることをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

---

午後 2時31分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（関田正民君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

[6 番 大后治雄君 登壇]

○6番(大后治雄君) ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

1、財政について。

①新公会計についてであります。

アとして、昨年4月30日に公表されました「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」に対する市の体制の整備は。

次に、イとして各会計基準の異同は。

次に、ウとして固定資産台帳整備の進捗状況とめどは。

次に、エとして他自治体の対応は。

そして、オとして課題と今後の対応につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[6 番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書に対する市の体制の整備についてであります。新地方公会計は地方の財政状況が厳しさを増す中、財政の透明性を高め、市民の皆様等に対する説明責任をより適切に図るため、現在、各地方公共団体において取り組みが進められているところであります。国の研究会報告書では、今後さらなる地方公会計の整備促進を図るためには、全ての地方公共団体において適用できる標準的な基準が必要であり、固定資産台帳の整備、複式簿記の導入、財務書類の整備に関しましては、統一的な取り扱いとして整理をする必要があると報告しております。これらのことに対します市の体制についてであります。国が示しましたスケジュールでは、原則として平成29年度末までに統一的な基準による財務書類の整備が必要としておりますので、固定資産台帳の整備を初めとし、段階的に体制等を整えながら、新地方公会計への取り組みを進めていく考えであります。

次に、各会計基準の異同についてであります。新地方公会計におきましては、総務省による基準モデルや改訂モデル、また東京都方式によるモデルなど、現在、会計基準ごとに財務書類の作成方法があり、団体間での比較可能性の確保等に課題があるとされております。このような状況に対しまして、国は平成27年1月に統一的な基準を新たに定め、今後におきましては全国的に統一的な基準による財務書類の整備が必要になっていくところであります。現在の各会計基準を比較した場合であります。主に固定資産の対象範囲や評価におきましての取り扱いが異なる内容があり、このことから統一的な基準による財務書類の基礎となります固定資産台帳の整備が必要になっていくと考えております。

次に、固定資産台帳整備の進捗状況とめどについてであります。固定資産台帳の整備に関しましては、国が示しましたスケジュールを参考とし、事務を進めていくこととなります。現在、公共施設等総合管理計画の策定におきまして、市が管理します土地、建物などの状況把握等を行っており、これらの情報につきましては、固定資産台帳の記載項目としても活用が可能であると考えているところであります。今後におきましては、必要な資産情報の収集と整理をさらに進め、平成27年度中に国から無償提供される予定となっております固定資産台帳の機能を保有する標準的なソフトウェアを活用するなど、平成28年度末を目途として固定資産台帳の整

備を進めていく考えであります。

次に、他の自治体の対応についてであります。統一的な基準による新地方公会計に関しましては、全国的な取り組みとなりますことから、他の自治体におきましても国が示しましたスケジュールに基づき、今後の事務が進められていくものと認識しているところであります。現在、当市を含めました多くの自治体が、固定資産台帳を必要としない総務省方式改訂モデルを採用していることから、統一的な基準による財務書類の作成に向けては、固定資産台帳の整備が必要になっている状況であります。このような固定資産台帳の整備に関しましては、各自治体に共通する課題となりますことから、多摩26市におきましても財政及び会計の担当者が連携して研究会を開催するなど、その対応を図っているところであります。

次に、課題と今後の対応についてであります。新地方公会計におきましては、固定資産台帳の整備を円滑に進めることが当面の課題であると考えているところであります。固定資産台帳の対象となる資産につきましては、公共施設等の建築物に加え、道路及び下水道のインフラ施設や公園等における工作物につきましても対象となり、その範囲が多岐にわたりますことから、資産情報の把握と整理に多くの時間を要することが考えられるところであります。今後の対応としましては、必要な資産情報の整理等を効率的かつ的確に行い、国から無償提供されますソフトウェアの活用等により、目途とします時期までに固定資産台帳の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、アの今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書に対する市の体制の整備はにつきまして、報告書で要求されてる内容を、改めて時系列で御説明いただきたいと思っております。

○財政課長(川口荘一君) 国の総務省における今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書、これによります取り組み項目であります。そこで求められております主な項目、時系列で申し上げますと、初めに固定資産台帳の整備、次に複式簿記の導入、そして最後にそれらに基づきます財務書類の整備、主にこの3つに取り組む必要があるとされております。

以上です。

○6番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

この中で、先ほど統一的な基準という内容がありましたが、その統一的な基準というのは示されているのでしょうか。

○財政課長(川口荘一君) 国の研究会における報告内容を踏まえまして、本年、平成27年の1月に統一的な基準による地方公会計の整備促進についてといった内容が、国のほうから通知がございました。このことによりまして、今後、全国的にも各地方公共団体が統一的な基準による財務書類の作成等に取り組んでいくことになっております。

以上です。

○6番(大后治雄君) その統一的な基準の内容というのを御説明いただきたいと思っております。

○財政課長(川口荘一君) 統一的な基準の内容であります。1つとしては財務書類の作成、また資産評価方法及び固定資産台帳の整備、またそれらによる財務書類の活用方法など、それぞれの手順、マニュアルなどが

示された内容となっております。

以上です。

○6番（大后治雄君） 先ほど市長から、ある程度内容は伺っているところですけども、現在どこまで市の体制整備が進んでいるのか、進捗しているのかというところを御説明いただきたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 全体的なことでございますので、私のほうからちょっと御説明をさせていただきますと、平成27年1月に国の通知ということで、統一的な基準による地方公会計の整備促進についてということで、国からのこれが要請というふうな形になるところでございます。このことによりまして、現在、固定資産台帳の整備に取り組む必要が生じているところであります。この固定資産台帳の整備につきましては、市といたしましては可能な限り経費負担を軽減をしたいということで、事務には取りかかっているところでございます。

先ほど市長のほうからの答弁にもございましたが、現在、公共施設等の総合管理計画ということで、これは別な事務事業になりますが、こちらのほうを進めております。その総合管理計画の策定の中で、土地及び建物あるいはインフラ資産などの、いずれも固定資産台帳の作成につながります、このような項目の内容の情報収集を、現在、全庁的に行っている状況でございます。まずは今、行っております全庁的な取り組みを進めて、将来的には固定資産台帳の策定までつなげていきたいということで、項目がいろいろそれぞれの情報量とか、あるいは記載の項目がそれぞれだというふうに考えておりますので、最終的に固定資産台帳の整備について不足する情報につきましては、それぞれ個別な対応が必要かなというふうに現在思っているところでございます。

また、もう一つの活用でございますが、固定資産台帳の機能を有するソフトウェア、これにつきましては、ここで無償で提供される予定ということで国から伺っております。また、このソフトウェアと、さきに申し上げましたいろいろな資産情報、これらを活用していきながら、今後、効率的に事務を進めてまいりたいというふうに思います。

それと、これらの進捗状況を踏まえまして、今後ですが、必要と認められる場合には業務委託等を考えた中で、外部支援等について検討を、進行状況を見ながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

現在、進捗的にはおくれではないということで、万が一、何らかのおくれとか、それからいろんな不備が出た場合には、アウトソーシングも考えるというようなことだろうと思いますので、そのところは他自治体の動向も鑑みながら、また連絡体制をしっかりととっていただきたいと思いますと思っています。

続きまして、イに行きます。各会計基準の異同はにつきまして伺ってまいります。

先ほど市長からいろいろ御答弁頂戴しましたが、総務省の改訂モデル、それから基準モデル、それから東京都方式、IPSAS、これは国際公会計基準であります。そして今回の統一的な基準の各方式に関しまして、作成方法、これ日々仕訳か一括変換かというような内容ですが、それから財務諸表の種類、それから出納整理期間の取り扱い、資産の区分、インフラ資産の範囲、固定資産の算定、これは初年度期首残高と継続作成時の2つですね。それと減価償却、それから行政コスト計算書の費用科目、税収の取り扱い、キャッシュフロー、資金収支計算書の分類、それと純資産変動計算書の表示の内容のそれぞれにつきまして、市としてはどのモデル方式がよりすぐれているとお考えなのか、御所見を伺いたいと思います。

○財政課長（川口荘一君） 各会計基準の内容、比較した場合の内容についてでありますけれども、現在、市で

は総務省方式改訂モデルにより財務書類4表の作成を行っておりますが、その他の会計基準との比較というの  
は行っておりません。したがって、国の研究会報告書等で報告されている内容で、把握できてる主な内容、  
1つ目にありました作成方法、あとは6つ目ですか、固定資産の算定、この大きな2つの項目の比較について  
申し上げたいと思います。

まず総務省の基準モデルですけれども、1つ目の作成方法につきましては、発生主義、複式簿記により作成  
されます。仕訳に関しては、日々仕訳でございますけれども、期末一括変換も可能というふうにされておしま  
す。また、固定資産の算定につきましては、基準モデルに関しては時価評価ということですので、資産の評価  
がえを加えながら、それを固定資産台帳に反映していくというふうに言われております。

続きまして、総務省方式の改訂モデルでございます。現在、本市が採用しているモデルでございますけれど  
も、作成方法は、簡易的な作成方法ということで、決算統計のデータを活用しております。したがって、  
複式仕訳については必要とされておられません。また、固定資産の算定につきましても、固定資産台帳の整備も  
必要ございません。これも決算統計のデータを活用するというので、決算統計における普通建設事業に限定  
されますけれども、そこで固定資産の算定を行っているというような状況でございます。

続きまして、東京都方式でございますけれども、作成方法は発生主義、複式簿記で、日々仕訳を行うという  
ふう聞いております。固定資産の算定に関しましては、原則、取得原価というふう聞いております。日々  
仕訳の内容が固定資産台帳に反映されるというふう聞いております。

続きまして、国際公会計基準ですか。作成方法は、発生主義、複式簿記で日々仕訳ということと言われてお  
ります。また、固定資産の算定に関しては、取得原価、一部再評価するものもあるというふうに言われてま  
すけれども、原則、取得原価でその仕訳の内容が固定資産台帳に反映されているということでございます。

最後に、統一的な基準によるモデルでございますけれども、作成方法に関しましては、発生主義、複式簿記  
で日々仕訳を行うと。また、期末一括変換も可能というふうにされております。固定資産の算定に関しまし  
ては、東京都方式と同じく取得原価として、その仕訳の内容が固定資産台帳に反映されるというようなこと  
で整理をしている状況でございます。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

本当はもっと細かく伺いたかったんですが、ちょっとどうも難しそうなので、先に私の考えを申し述べてし  
まおうと思います。

まず最初の項目の作成方法、日々仕訳か一括変換かについてなんですが、日々仕訳は一括変換方式に比べま  
して、財務書類の作成の速度や正確性にはまさっておりますけれども、固定資産台帳整備などの開始のコストや  
簡便性については、一括変換方式のほうがまさっているというふうに考えています。導入コストは、文字どお  
り導入時のみにかかるものでありますから、作成速度や正確性に鑑みれば日々仕訳のほうが総合的にすぐれ  
ているというふうに私は考えています。

次に、財務諸表の種類についてであります。この4表に関しましては全て同様とみなされますので、優劣  
はないというふうに考えています。

次に、出納整理期間の取り扱いです。これは出納整理期間というのは、我が国の官庁会計特有の概念であり  
まして、企業会計にはないものであります。現金主義から発生主義への転換を図るとともに、単年度収支から  
の脱却をしなければ、一般民間企業との比較可能性は中途半端なものとなってしまいます。したがって、

出納整理期間は我が国の官庁会計から排除していくべき存在と考えています。ただし、いずれ企業会計基準とコンバージェンスしていくことが理想と考えていますが、過渡期の対応といたしまして出納整理期間の考慮は重要であるというふうに考えています。

次に、資産の区分についてであります。東京都方式と総務省の基準モデルは、形態別、いわゆる性質別を採用しております。改訂モデルでは目的別、これは機能別を採用しております。国際公会計基準のIPSASも形態別であります。企業会計基準にも形態別が採用されております。なおかつ形態別は地方自治法に基づく財産の分類方法でもありますから、東京都方式と基準モデルがこの点ではまさっていると考えられますが、この新たに示された統一的な基準も同様と認識しております。

次に、インフラ資産の範囲についてであります。この総務省方式の改訂モデルを除いた3つの方式というのは、大差がないというふうに思います。ただし東京都方式は、上下水道を公営企業会計としているために除外をいたしますが、改訂モデルというのは目的別のために財務諸表にあらわしにくく、その分、わかりにくくなっているというふうに思います。このあたり統一的な基準も、改訂モデルを除く3つの方式と同様と認識しております。

次に、固定資産の算定についてであります。東京都方式と国際公会計基準のIPSAS、それと統一的な基準は原則的に取得原価主義をとっております。ただし、東京都方式と統一的な基準が、開始時の価額を評価がえしないに対しまして、IPSASでは公正価値による評価がえも行えるとしております。他方、基準モデルは、公正価値評価で評価がえがあり、ただし開始時に全ての固定資産を網羅的に評価をしますといたしまして、改訂モデルは時価評価で評価がえがあります。ただし、全ての固定資産の評価は段階的としております。

我が国におけます時価の定義というのは、公正価値の定義とほぼ同義であることでもありますから、総務省方式のこの2つのモデルに関しまして、短期的には大きな差異を生ずることになりますが、長期的な視点で見た場合に、差異はほぼないものと考えられます。また、短期的に見た場合、東京都方式とIPSAS、それと基準モデル、統一的な基準の4つの方式に差異はほとんどないとも考えられます。こうした短期的、長期的双方の視点及び考え方、作業手順などの簡明さに鑑みまして、IPSASが一番すぐれていると考えています。

次に、減価償却についてであります。非常にこれ重要な概念です。基準モデルでは、インフラ資産と事業資産で違いがございます。インフラ資産では、直接資本減耗といたしまして、事業用資産では費用として減価償却費を計上いたします。他方、東京都方式及びIPSAS、改訂モデルでは、基本的に資産の種類にかかわらず減価償却費を計上いたしますが、東京都方式ではインフラ資産の一部において取りかえ法を用います。ここで減価償却をせずに、費用処理する手法をとっています。基準モデルと改訂モデルが企業会計的であるのに対しまして、東京都方式は行政の特殊性に鑑みたものとなっております。また、基準モデルも企業会計的でありながら、十分に行政の特殊性を包含できる方式であります。改訂モデルでは、土地であるところの道路などで減価償却後の残存価額がゼロとなりますため、およそ現実的ではなく、その点ではIPSASも同様であります。したがって、減価償却に関しましては、東京都方式はより簡明であり、かつ現実的で理屈に合った方式と考えられますが、統一的な基準ではインフラ資産と事業資産のどちらも評価がえせずとしていると認識しております。

ちょっと長くなります。もうちょっと話します。

次に、行政コスト計算書の費用科目についてであります。これに関しましては先ほど申しあげました資産

の区分についてと同様、東京都の方式と基準モデルがまざっていると考えられますが、統一的な基準もこれと同様と認識しています。

次に、税収の取り扱いであります。東京都方式とIPSASでは、租税収入は収益として認識されています。租税を行政サービスの提供に要した費用に対する財源として、収益と解する収益説をとっているからであります。一方、改訂モデルでは、純資産におけるその他一般財源等の項目として認識し、基準モデルでは純資産の部に地方税を計上しており、いずれも収益としては認識していません。基準モデルにおいては、租税収入は国民による拠出であると解釈する持分説をとっているためであります。改訂モデルにおいては理屈抜きに単純にわかりやすいからという理由からであります。ただし、収益説、持分説とも論理の整合性から見ても確かなものでありまして、その対立にまだ決着を見ておらず、そもそも優劣をつけるという類の争いではございません。しかし、収益説は企業会計的であるということから、民間企業との比較可能性に鑑み、東京都方式とIPSASを選ぶ方が望ましいと考えますが、統一的な基準では純資産変動計算書に計上されていますので、持分説を採用していると考えます。

私の考え方として、基本的に会計基準というのが、行政側に立ったもので見るのか、それともいわゆる住民側に立ったもので見るのかというところの立場の差をよく考えるんですね。基本的にやはり市民の側から見た会計基準の使い方、財務諸表の使い方をするもののほうが、私はよりすぐれているというような考え方で、そういう価値観を私、持っていますので、今まで申し上げた項目の中でどちらがすぐれているかということ考えたときには、よりやっぱり住民側に利益になるようなものを選ぶというようなほうが、私は望ましいというふうに思っています。

さて、そこであえて改めて伺うんですけども、市ではどの会計基準が総合的にすぐれていると見ているか、またその理由を教えてください。

○**財政課長（川口荘一君）** 多くの御提言を大后議員からいただきました。今後の公会計の事務に大いに役立てていきたいと思っております。各会計基準が、総合的にどれがすぐれているかということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたとおり、各会計の比較というは行っておりませんので、そういったことからなかなかその優劣をつけるのは難しいところかなというふうに考えております。ただ、現在行っている総務省方式の改訂モデルは、非常に簡易的な作成方法で、実際の資産、固定資産台帳の整備が必要ないということで、実際の資産が的確に反映されていないような内容となっております。また、複式によりませんので、やはり仕訳の面でも非常にほかのモデルと比較しますと、少し財務書類の内容については、劣るのかなというふうに考えているところでございます。総合的な見地での優劣というものは、非常に難しいというふうに考えるところでありますけれども、ここで国からは統一的な基準による地方公会計の整備促進ということで、各地方公共団体に要請をいたしました。この要請に当たりましては、国においては現状の課題等を踏まえて、新たな統一的な基準、改善されたモデルというふうに認識をしておりますので、今後、市としましてはこの国の要請に基づいた統一的な基準の公会計ということで、事務を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** どうもありがとうございます。

会計基準の比較というは非常に難しいというか、研究者とか、いわゆる学者さんとか、それから公認会計士でないと専門的な部分で突っ込んでいくのはなかなか難しいと思いますけれども、これから市としては統一的な基準をもって、財務諸表をつくっていかなくちゃいけないということでもありますから、ぜひその辺の専門家

になっていたきたいというふうに思います。

私が、どの方式がすぐれているかというところで考えたときに、総務省各モデルに対する圧倒的な優位性と、それからIPSASとの近似性、それから企業会計に用いるIFRSとの親和性ですね、これらの高さなどを総合的に比較考慮しますと、これまでのモデル方式の中で最もすぐれている方式は、現在、東京都方式であるというふうに考えています。

民間企業に携わる人口が圧倒的に多い我が国におきましては、平素よりかかわりを持つその財務諸表にはなじみがありまして、内容を理解できる住民もそれに比例して多いものと考えられます。一方、これまで調整されてきました公会計におきまして、住民への説明責任の中核である正確性を犠牲にしましても、自治体の導入コストの低減に重きを置くという筋に起因する特性によりまして、いわば中途半端とでも言うべき財務諸表の体裁となっているのが改訂モデルでありまして、なじみや理解以前の問題を内包しているというふうに言えると思います。

これに対しまして、より民間企業に準拠した財務諸表を整理している東京都方式は、より住民の理解に資するものであることは間違いなく、正確性も高いものでございます。もちろん他地方自治体との比較可能性も重要ではありますが、自己の現住する地方自治体の財務内容の正確な把握というものが大前提でありまして、この点、現状で東京都方式にまさるものは見出し得ないというふうに考えています。

よらしむべし知らしむべからずというのは、現代においてはもはや通用しないということは自明であります。住民が当該地方自治体の財務情報を詳細に知ることによって、惹起されるであろう事態といたしまして、行政サービスの向上への圧力や、それとは逆に不要と考えるサービスのカットなどへの圧力が増す可能性が高まることが挙げられますが、おおむね4年に一度の選挙によって選ばれます首長と議会の構成によりまして、住民の意思が直接反映されることに鑑みれば、議会制民主主義の根幹を確かなものにする道具としての正確な財務情報は必要不可欠と考えています。こうした意味におきまして、現時点におきまして東京都方式は、他の方式モデルに比べてまさっていると考えるものであります。

これから始まります統一的な基準というのは、おおむねこれまでの総務省基準モデルに準拠したものではありませんが、この統一的な基準による新しい会計は、果たして東京都方式を超えるようなすばらしいものとなるのかはまだわかりませんが、期待したいと思っています。ただ、現時点におきましては、この統一的な基準に対しまして、各地方自治体の運用に任されている比重が大きいようで、こうしたことの反映として会計基準そのものにも曖昧な点が多いのが少々気がかりではあります。

それでは、続きましてウの固定資産台帳整備の進捗状況とめどはにつきまして伺います。

この整備費用というのは、どのくらいかかるのでしょうか。

○財政課長（川口庄一君） 固定資産台帳の整備費用ということでございますけれども、市におきましては現在、固定資産台帳の整備に向けた情報収集等を少しずつ進めている状況でございます。今後におきまして、国からは固定資産台帳の機能を有する標準的なソフトウェアが、平成27年度中に無償で提供される予定となっておりますので、まずは国からのソフトウェアを活用して台帳の整備を進めていきたいと考えております。可能性としては、外部支援という話もありましたけれども、現在のところでは固定資産台帳の整備に必要な経費については算出はしておりません。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

算出はされてないということですが、そうした整備費用に関して国が整備しろ、整備しろって言う中で、国は面倒を見てくれるのでしょうか。

○**財政課長（川口荘一君）** 国が要請しました統一的な基準による地方公会計、これを導入する場合の国からの財政支援ということでございますけれども、固定資産台帳の整備にかかる費用につきましては、地方交付税のうちの特別交付税で、一定経費に対して措置がされるというふうに聞いております。今後、市において固定資産台帳の整備費用が生じた場合につきましては、特別交付税の要望等を行っていきたくと考えております。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。

国のほうがしっかり面倒を見ていただいて、なるべく市に負担がかからないような形をとっていただきたいというふうに思います。

続きまして、エの他自治体の対応はにつきまして伺います。

先ほど課長クラスの連絡の体制があるというふうに伺いましたが、もう少々、細かく伺わせてください。

○**財政課長（川口荘一君）** 統一的な基準による地方公会計に関する連絡体制ということでございますけれども、本年、平成27年1月に国のほうから要請がありまして、まだ各自治体とも本格的な動きというのは確認はされておられません。ただ、全国的な取り組みということになりますので、各自治体の共通の課題として、今後、連絡体制を密にしていくことが非常に重要ではないかというふうに考えております。現時点で特別な連絡体制等は整っておりませんが、固定資産台帳の整備に関しましては、当市を含めまして全国的にも未整備の団体が多いというふうに聞いております。また、整備済みの団体におきましても、統一的な基準との整合性等の兼ね合いで確認等が必要になってくるとおられますので、固定資産台帳の整備を進めていく中で、広く情報交換等を図っていきたくというふうに考えております。

なお、国の研究会報告書の内容を踏まえまして、平成26年度でございますけれども、東京多摩26市における財政担当者と会計担当者との合同の研修会を開催いたしました。その研修の中で、今後の地方公会計における特徴、固定資産台帳の整備であるとか、複式簿記の導入等について研修を受けたところでございます。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** どうもありがとうございます。

なかなか研修を受けただけでは、一概にこれを把握できるとは正直思えないんですけども、何らかのマニュアル等、それからソフト等が国や都のほうから何らか出てくるのかなというふうにも思っていますので、できる限り他自治体に負けないようにというか、とにかく横目で見ながら、わかんないところはしっかり聞いてしまうというようなところを、ぜひ連絡体制としてとっていきたくと思っています。

また、国や都のほうも、こうしたところに関しては多少の面倒は、連絡体制として見てくれるというようなことでよろしいんですかね。ちょっとそこを確認をお願いします。

○**財政課長（川口荘一君）** 国や東京都からの公会計に関する支援ということでございますけれども、国、東京都からは現時点で具体的な支援というのはございませんけれども、自治大のほうで統一的な基準による地方公会計に関する研修というものを、平成27年度から行うことになりましたので、そういった研修に参加も必要ですし、今後、東京都または国からさまざまな支援があるというふうに理解しております。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** その研修に行かれる方というのは、どういったクラスの方なんでしょう。

○**財政課長（川口荘一君）** 自治大学校への研修に関してですけれども、特別、課長クラスであるとか係長クラスであるとか、そういった条件等はございません。ただ、財政、会計、また資産を担当する課の職員、幅広くその研修の対象となっているというところでございます。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** オの課題と今後の対応はというようになってきますが、そういった中で整備は間に合うんでしょうか。大丈夫でしょうか。

○**企画財政部長（並木俊則君）** 固定資産台帳の整備につきましては、国の統一的な基準に基づいてということの中で実施していこうという考えでございますが、国が全体的に示しましたスケジュールにつきましては、固定資産台帳の整備については全国的に1年以上、2年はかかるのではないかと国の方の考えでございます、当市におきましても平成27年度におきましては、先ほど申し上げましたように資産情報の収集と整理ということで27年度は取り組んでおります。28年度につきましては、先ほど国からソフトウェアの無償提供等も予定しておりますので、固定資産台帳の整備を28年度に行いたいということの考えでございます。いずれにしても、先ほど申し上げましたように、データの収集につきましては公共施設等の総合管理計画のほうが同時進行してございますので、その活用、あるいはそれとリンクしたことで、なるべく費用をかけない中で行いたいというような考えでございます。

当市におきましては、固定資産台帳の整備、作成につきましては、初めて取り組む内容というふうになりますので、先ほどからお話にも出ておりますように、東京都からの助言もいただきたいというところもございますし、また先進市が幾つかございますので、そちらからの情報収集というのも必要になってくると思います。それと、今研修のお話が出ましたが、既に自治大学校のほうに担当者、研修にも行っているところでございまして、今後そういうふうな研修も活用し、職員の人材の育成もしてかなきゃいけないというもう一つの課題もございます。そのようなことの中で、国の財政支援も今後いろいろと考えられてくる部分もございまして、専門的な支援が必要な部分については、外部の人材も適切な中で対応してくるということも検討の課題というふうになってくると思いますので、いろいろなことをさまざまな取り入れ方をしまして、固定資産台帳の整備についてはおくれのないような形で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** どうもありがとうございます。

なかなか通常の業務を行いながらの整備という形になってきて、初めてのことですからなかなか大変だろうというふうには思いますけれども、やはりこの統一的な基準がしっかりと、統一的な基準でつくられた財務諸表であれば、それなりに使えるものになるのかなというふうな期待は非常に大きいというふうには思っています。やはり情報公開や説明責任といった行政のすべき責任を果たすというふうなところにも資することができると思いますし、さまざまなコストの把握なんかもできると思います。また、資産の把握をすることによりまして、そういったものの利活用、いわゆるマネジメントにも使えるかなというふうにも思っていますので、とにかく公共資産の無駄遣いというものの把握をすることによって、無駄遣いをなくしていくというふうなことに資するような第一歩になればというふうには思いますので、そこはぜひ頑張っていただきたいというふうには思います。外部の力も取り入れながらというふうなお話でありましたから、そのところはぜひ国のほうにコストを求めていただきたいというふうには思います。

それでは、最後に改めまして新公会計に関します市長の御所見を伺いたいと思います。よろしくお願いま

す。

○副市長（小島昇公君） 各項目、細部にわたりましていろいろアドバイスをいただきまして本当にありがとうございました。先ほど市長が答弁さしていただきました内容と重複することになるかと思いますが、新地方公会計制度、こちらにつきましては発生主義、複式簿記の処理方法等を導入することになりますので、現在の現金主義の会計処理では把握が困難な資産と債務の実態の把握、そしてコスト情報等の把握が可能になりまして、これらの情報を活用した場合、将来に向けたマネジメント力が一層向上するというふうを考えてございます。また、財政運営の一層の透明化が図られるということで、その内容の説明により行財政運営に対する市民の皆様への信頼が高まると、新公会計制度の導入は非常に大きな意義があるというふうを考えております。いろいろな、どの方式をとってお話ございましたけれども、今後におきましては国から要請ございました統一的な基準による地方公会計につきまして、国や東京都の支援等をいただきながら、多摩の26市など関係機関と連携を図りながら、固定資産台帳を初めとする財務書類の整備等を鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

行政の皆さんにかなりの御負担を強いるような内容だろうと思っておりますけれども、これがしっかりできれば相当住民の生活にも資するようになる形になってくるということは、先ほど私も申し上げましたが、それとともに我々議員も、やっぱりその辺をしっかり勉強しまして、室の持ち腐れにならないように、それをしっかり内容がわかるような形で、しっかりと勉強をしていかないと間に合わないのかなというふうに思っています。それをしっかり活用できるような形で、私どもも、私どもというか、私は頑張りたいというふうに思っています。

先ほども申し上げたんですけども、これから始まります新しい公会計が、果たして住民の利益にかなうようなすばらしいものになるのかは本当にまだわからないんですが、大いに期待したいというふうに思っています。

以上で私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 中野志乃夫君

○議長（関田正民君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回、まずプラスチックごみの実態周知と収集方法の改善という内容であります。

1つ目として、プラスチックがマテリアル（原材料）リサイクルにいかに向きの素材であるかを市民に周知する必要があるのではないか。

2番目として、プラスチックごみ（容器包装プラスチック・ペットボトル）の回収方法の抜本的な見直しを図るべきではないかという内容であります。

この点に関しましては、ちょっと一体何でもという質問かという疑問もある方も多いんですけども、この間、リサイクルそのものが、収集、分別して、それを再利用すると、それが全ての素材においても有効かつ、さまざまなリサイクルに役立っているということのイメージが大変強いもんですから、私自身もプラスチックそのものもそういうものであるかと思ってたんですけども、どうもいろいろ調べていくと、どうもプラスチッ

クはリサイクルに不向きではないかと、大変無駄なことをしてるんじゃないかという、大変疑問に思っております。ですから、ある面、既に幾つかの自治体では、その点からさまざまなプラスチックの扱い方を変えておりますけれども、やはり東大和市も、本来、今やってるリサイクルが本当に効果を上げてるのか、そのことも含めて考える必要があるんじゃないか、そういう観点から質問させていただきます。

2番目に、介護保険・要支援者の対応策についてであります。

これはせんだっても質問された内容ですけれども、国が介護保険における要支援者に関して、給付金をおろさないということの改変を行いまして、2年間ですか、猶予はあるわけですけれども、具体的にその検討がどこまで進んでいるのか。つまり自治体が要支援者に関しては、今のやっている支援を担わなければならない形になってしまうわけですから、その点についての具体的な検討がどこまで進んでいるかお伺いしたいと。

あわせて、深刻なヘルパー不足の対策を東大和市としても講ずるべきではないかということに関して、御見解をお伺いしたいと思います。

以上で、この場の質問は終わらさせていただきます。

[2番 中野志乃夫君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、プラスチックごみのマテリアルリサイクルの現状と市民への周知についてであります。現在、当市が再商品化を委託しております公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の資料では、容器包装プラスチックの再商品化のうち、材料リサイクルについては、平成25年度の実績においては約4割になっております。また市民の皆様への周知につきましては、施設見学会などを実施しているところであります。

次に、プラスチックごみの回収方法の見直しについてであります。現在、容器包装プラスチックとペットボトルの回収方法につきましては、平成26年8月に排出方法の変更を実施したところであります。廃棄物の排出方法の見直しについては、市民の皆様に影響を及ぼす内容でありますことから、市民生活に混乱を招かぬよう十分配慮した上で、廃棄物の減量施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、要支援者の対応策の検討状況についてであります。市では要支援者のうち、通所介護、訪問介護のサービス利用者のケアプランの確認及び平成27年度から開始された区市の取り組み状況などの情報の収集を行っているところであります。今後は、これらの内容も踏まえながら、地域の関係者との協議、連携を図り、平成29年4月の実施に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、ヘルパーの人材不足に係る対策についてであります。介護人材の確保につきましては、国、都、市、事業者のそれぞれの役割分担を踏まえながら、市、社会福祉協議会、介護事業者などと情報共有を図り、地域の実情に応じた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番（中野志乃夫君） それでは、まずプラスチックごみの実態周知と収集方法の改善ということに関して質問させていただきます。

まずプラスチックの現状についてといたしますが、ちょっとこれはもう私自身が、正直に申しますと、いろいろ調べる前は、プラスチックというそのものが、アルミとか鉄、紙類、そしてプラスチック類という同じようなものと思って考えていたわけです。ただ、いろいろ調べてみると、プラスチックというのは実は大変な種類があって、相当に分類されないとならない素材であるということが、いろいろ調べてみるとわかりました。

それで、まず市として、プラスチックそのもの、重立ったものと、何種類ぐらいに分類されるというふうに認識されてるか、その点はどうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） プラスチックの分別という形では、現在、当市の場合は容器包装プラスチック、それとペットボトル、そして拠点回収になりますが、白色トレイ、大きくこの3点となっております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 現状では、リサイクルの仕方としては、その3点に大きく分けているのはそのとおりなんですけども、ただそもそもプラスチックそのものが、知らなければその3点で分けられるものかなと、また勘違いしかねないと思うんですね。これはあえてこの場で言うのも変なんですけども、そもそもプラスチックというものがどういう過程で生成されてるかということなんですよね。御存じのように原油から、まずガソリンと、いわゆる一般的にはガソリン、重油、灯油、軽油が精製されて、残った10%ぐらいが粗製ガスと言われているナフサですね。その使い物にならないナフサを利用して、プラスチックがまずできると。

これも最近、いろいろ私自身も大分後から知った事実なんですけども、本来だったら今まで捨てられてたものが、科学技術の発展によってプラスチック製品としていろいろ活用されてきているということです。いろいろ調べてみて、最近のいわゆるプラスチック循環利用協会などの資料などを見ていくと、現在、日本で使われている、言ってみればそういうプラスチックというのは、その原油の中の本当に3%、数%を利用してプラスチック類が活用されてると。そこからさらにいろいろな石油化学基礎製品といいますか、エチレンとかポリプロピレンとか、さまざまに分けられてプラスチックができてると。ただ、プラスチックそのものが、重立ったものだけでも二十数種類あって、その二十数種類あってもね、それぞれ一緒に収集して、それぞれを集めて一定の加工をすれば、問題なく再利用されればいいんですよ。ただ、実態は全然違うわけですよ。二十数種類もあって、例えばポリエチレンだ、ポリプロピレンだ、塩化ビニル樹脂、ポリエチレンとか、さまざまな種類があって、それはそのそれぞれに収集しなければ再利用ができないと。ちょっとでもほかの素材がまじると利用できない現状があるわけです。

その辺を考えると、ペットボトルはいいですよ、ペット樹脂。さらに相当限られた種類ですから、そのペット樹脂を集めてリサイクルするというのは、まだ収集方法としてわかるんですけども、それ以外の白色トレイもそうなんですけども、トレイそのものも実際はなかなか難しいですよ。本当にそれが同じ単一素材なのか。

例えば、ちょっとトレイの話になりますけども、トレイなども本当に純粋に再利用されるべき。トレイというのはどのぐらい回収されて、実際は現場としてはどのぐらい有効活用されてるといえるのは、その辺はどうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 特に今、トレイの話がございましたので、トイレで申し上げますと、東大和市での数値しか今ないものですから、白色トレイに限って言いますと、東大和市の場合は年間申し込み量2トンということで再商品化の申し込みをしているところでございます。当市の申し込みをした2トンの白色トレイにつきましては、トレイからトレイになる、そういった形での再商品化という形になっております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） その再商品化が、ちょっとこれがまた複雑といいますか、問題なんですけども、まずじゃ先ほど市長の答弁でも、容リ協会の資料によるとリサイクル4割に、プラスチックはなってるという報告があるようなんですけども、ただ私がプラスチック循環利用協会というプラスチック工業会関係の業界がつくるこの団体の資料をいろいろ精査して見てみると、どうも数字が大分違うんですよ。つまり、プラスチ

ック循環協会においても、再利用されてるとは言っております。どんどんそれ高まってると言ってます。ただ、その大半が、いわゆるサーマルリサイクルといって燃やすほう、熱処理されて、その熱を利用して、つまり再利用されてると。大半の人は、リサイクルされてるといって、また例えばペットボトルがまたペットボトルになってるとか、ほかのプラスチック素材がほかのプラスチックの素材に変換、変えられて再利用されてると勘違いしてしまうと思うんですけども、実際はほとんど大半が、結局、熱として燃やされて、その熱がいろんな意味で使われているにすぎない現状があるんですけども、例えばリサイクル、容リ協会なんかの実態と違いますか、その辺は何か確認されてることがあるんでしょう。つまり、どういうリサイクルの仕方をされてるか。つまり製品から、また製品になってんのか、それとも実際は違う形になってるかとか、そういったことは市としても把握してるんでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） これは私どもが、現在、容器包装プラスチックを搬出しております公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の資料に基づいてちょっとお話をさせていただきますと、平成25年度におきます容器包装プラスチックの中の材料リサイクル、こちらがおおむね約4割されていると。また、高炉還元剤化の資料ですとガス化、そういったようなもののケミカルリサイクルと言われるものが、6割というふうな形で資料のほうには掲載されているということは承知しております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時31分 休憩

---

午後 3時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっともう少し確認させていただきます。

容リ協会のリサイクルに関して、4割がマテリアルリサイクルになってるということで、6割がケミカルですか、そういうような報告でしたけど、まずその4割に関して、その中身は実際どういう中身なのか、その辺は把握してるんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 専ら材料リサイクルにつきましては、再生樹脂という形になりますので、パレットですとか擬木、そういったところが重立ったものになっております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） パレット、擬木等のリサイクルをされてるということでありますけども、実はちょっとしつこく聞くのは、私がこの間、いろいろ調べてるプラスチック業界の関連業界の資料からすると、実はそうになってないですよ。全然違う数字が出てると。何でこの差があるのかちょっと不思議なんですけども、例えばプラスチック業界によるマテリアルフロー図ですね、これから見ると、何やかんやリサイクルされてると。でも、それはプラスチック業界のほうの資料によれば、実際は2割程度ですね。つまり素材、マテリアルリサイクルはせいぜい2割程度だと。だけど、その2割の中でも、そのほとんどが国内じゃなくて海外に持ってかれてると。つまり、国内で再利用されてるわけじゃない実態が出てるんですけど、それは容リ協会でも同じような報告なんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ただいま議員のほうからお話がありました数字の捉え方の違いなんですけど、私どものほうで申し上げますのが、日本容器包装リサイクル協会にのっとった再商品化というところでお答え

をしてまして、恐らく先ほど御質疑の中でありましたプラスチック循環利用協会、こちらについては容器包装廃棄物以外のもの、広くプラスチックという形で、プラスチック製品も含めた中での捉え方の違いからくるものではなかろうかというふうに思います。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) そうすると、今言った、確かにちよつともとの数え方とか、純粋に容リ協会のほうとしては運び込まれたものの再利用だからということでは確かに違いはあると思います。ただ、その中でそうはいつでも容リ協会に持ち込まれたものが全てそういうような利用をされてるのか、それとも実態としては、例えば中国に持ってかれておもちゃの中に入れられたとか、別の利用のされ方をしてるとか、それはないんですかね。逆に容リ協会のほうはあくまでも、もう既にそういう海外に持っていかれるものを抜かれた数字のものが入っていると理解していいのかどうか、その点はどうでしょう。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 容器包装プラスチックと、大きくペットボトルと考えましたときに、いずれも入札をしてくる応札者としての再商品化事業者は、国内事業者が専らと認識はしてるんです。ただ、特にペットボトル等については、その後の再商品化の中で、フレークですとか、ペレット状にする、それは国内で実施はしてるのかとは思いますが、その後、衣類の繊維にする、そういったところの過程の中で、一部、海外が入るといふことも、そこはないのかなというふうには思ってるところでございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) その容リ協会のほうでの持ち込まれたものですね、その再利用のことですから確かに限定はされてるんですけども、少なくともプラスチック全般を扱ってる循環協会、プラス工業会などを含めたトータルでのリサイクルの観点からすると、実際はマテリアルリサイクルをされてますと。だけでも、それがせいぜい2割程度、プラスチック全体ですね。さらに、そのうちの大半が、結局、現状は中国等に持ってかれて、海外に持ってかれてると、国内では再利用されていないという実態がまず出てるわけです。

そうすると、実際は本当に私たちが、分別リサイクルされたものが再利用されてるのは本当にごくわずかだという実態が出てるのと、あわせてちょっと大変気になるのは、4割はマテリアル、原材料というかな、そのリサイクルされてるけど、じゃ6割はケミカルリサイクルという話でしたけども、全てケミカルリサイクルになってるんでしょうか、その点はどうでしょう。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 容器包装リサイクルベースのお話というところでいきますと、先ほど申し上げましたように、およそ6割がケミカルリサイクルという位置づけになっているのが、協会からのホームページでも公表はされてるんですが、それについてはやはり法の趣旨から考えましても、再商品化をするというのが前提にございます。それと再商品化をするに当たりましては、再商品化義務を負う事業者の負担も入っておりますので、そういったところから、言い方としてはあれなんですけど、ダイレクトに焼却をするのではなく、二次製品化するところでのケミカルというふうに認識はしています。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) その辺がちょっとまた微妙なところなんですけどね。

先ほど、繰り返しますが、プラスチック循環利用協会での資料によると、ケミカルリサイクルも出てるんですけど、これはもうごくわずかなんです。全体の4%ですね、プラスチック製品の4%しかケミカルリサイクルされてない。つまり、かなり化学的に調合して、液化して、それをまたさらに熱量を変えていくという工程も大変ですから、実態は4%しか出てない。残りマテリアルリサイクルも少ない、ケミカルリサイクルは

本当ごくわずか。結局、残りはほとんどサーマルリサイクルと、熱に変えてると。一応、固形燃料にしてたり、純粋に廃棄物発電として、結局、燃やしてその熱を利用してるからリサイクルしてると。さらにもう純粋に、さらにダイレクトに燃やしてということの使い方で、大半がサーマルリサイクル、いわゆる燃やして、それをエネルギーに変えてるから、それもリサイクルだという表現になってます。ですから、この辺がかなり難しいといったら変ですけども、実態どうなのかというところなんです。

ちょっとわかりやすい例でお聞きしますが、やはりペットボトルですね。今、プラスチックの中では一番の優等生のペットボトルが、実際ペットボトルになってるのでしょうか。なってるとしたら、どのぐらいの数値、何%なってるのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 私どもが処理ルート上で選択しております容器包装リサイクルルート、こちらのほうでどのぐらいかというところでは、およそ20%弱ぐらいがボトル・トゥ・ボトルみたいな形で、最近、報告は上がってるところでございます。ですから、独自ルートで処理をするという前提の中で、ボトル・トゥ・ボトルを実施していくということであれば、そのような販路もここへきて大手飲料メーカーが始めたということもありますので、実施は可能かと思うんですが、現在のところでは容器包装リサイクルルート上では、率は低い状況となっております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 容器包装、その協会の中で、ペットで2割っていったら私から言わせれば驚異的な数字なんですよ。つまり、私も最初は、ついコマーシャルとかいろいろ見て、ペットボトルは回収されてペレット化されて、さらにそれがもう一回、工夫をされてペットボトルになってるとずっと勘違いしてました。ただ、いろいろその歴史も見てみたら、幾つか大手メーカーが、そういう工場もつくった、頑張ってるやってみた。けども、すぐ潰れてますよね。結局、原材料が集まらないとか、コストがかかり過ぎると。よくよく調べたら、世界中にペットボトルは流通してるのに、ペットボトルをまたペットボトルに戻すということをやっているのは日本ぐらいしかなかったと。ほかの国は全くそういうことを最初からやってない。それもわかりました。

それで、今2割というのが、果たしてどうなのかなと思うんです。私が見る限りでは一、二%かなと思うんですけども、実際2割というのはトン数で、どのぐらいのトン数といいますかね、ペットボトルの数値でそう表現されてるのでしょうか。ちょっと私が少なくともいろいろ見て、いろいろネットから含めて調べても、ごく一部の本当に特定の事業者が、ある面、挑戦してやっているといますかね、新規開発でとにかくそういったことに取り組み始めてると。そういうレベルで、そのペットボトルの数は多いかもしれないけど、全体の総量からすればほとんど、まず手にすることができないぐらいの量にしか見えないんですけども、具体的な数字がわかれば教えてください。

○環境部長（田口茂夫君） ペットボトルリサイクル推進協議会というのがございまして、そちらの資料の中で、先ほど課長のほうではペットボトルからペットボトルということが、約20%弱というふうにお話をさせていただいてありますが、その資料によりますと、ペットボトルからペットボトルになっているのが約4万トン強ということになっております。それと、シート関係のほうにいてるのが8万8,000トン強ですね。それと、成形品、その他として8,000トン。都合、23万トンというふうな形の資料が出てございます。

また先ほど大手企業というふうなお話の中で、少し議員からお話があったんですが、先ほど来、ボトルからボトルへと、ボトル・トゥ・ボトルというような言い方であると思いますが、2004年に化学的再生法、ケミカ

ルリサイクルというような形が始まっていく中で、2011年に物理的再生法、メカニカルリサイクルというのがスタートしているというふうに記載がございまして、2012年から2013年にかけて、ボトル・トゥ・ボトルが49%増加していると。技術的な革新ということになるのかと思いますので、そういったところで、また先ほどごみ対策課長からもお話がありましたとおり、大手飲料メーカーにおきまして、こういったものの活用が始まっているということから、国内においてもさらに増加する可能性があるというふうな記載もあるというところでございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） ペットボトル化されてるのが4万トンということ、これ年間ということですよ。ですけど、これペットボトル総体、年間どのぐらいの数なんですか。ちょっと資料でわかれば教えていただきたいんですけど。

○環境部長（田口茂夫君） 作成というよりも、こちらのほうの記載におきましては、回収量としましては61万8,000トンというふうな記載がございまして。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 回収量としての61万8,000トンということですね。そのうちの4万トンがということで計算すると、それでもちょっとペットボトル、2割できてますというのは、ちょっとかなり無理がある数字なんですけども、これでもあくまでも今の回収されてる量ですから、実際はもっとすごい数が毎年生産されてるはずで、ペットボトルですね。ですから、ちょっといろいろ部長さんのほうから今、技術的にどんどん頑張って新しいものが、ボトル・トゥ・ボトルという形で始まっているということなんですけども、本当にここ10年ぐらいで幾つかそういうところ、大手の企業が取り組んで、いずれも失敗して、最終的には本格的にやろうと思ったら原材料が集まらないうと、ペレットが集まらないうところで頓挫してたり、いろいろ問題が多い。いまだ、こちらのほうの資料なんか見ると、海外にほとんどが、日本の言ってみれば廃プラスチックが回収され、ペレット化といいますか、固められたものが再利用されるに当たって、大半がやっぱり高く海外に売れるものですからそっちに持っていかれて、原材料の確保もなかなかままならない状態が続いている数字が出てるんですね。ですから、これ本当に調べていくと、どこまでちょっと本当に信じていいのかというのが、私としてはかなり疑問に思ってます。

つまり、私が言いたいのは、大半の人はペットボトルを収集して集めると、またペットボトルになるんだと、そう思っている。ただし、ペットボトルでも飲用、飲むペットボトルからほかの利用されてるペットボトルがいろいろありますから、実際にペットボトル一つとっても複雑なんですけども、その辺を考えると、確かにプラスチックの中ではペットボトルが一番集めやすい、単一素材では比較的統一されてるからやりやすいとはいえ、その一番の優等生のペットボトルでさえ、実際はペットボトルとして再利用されるよりは、ほかの製品にされてるとか、そういったことをもっとちゃんと周知するべきではないか。ちょっとそんなふうに思ってます。

つまり、どうも勘違いをして一生懸命頑張ってくれる皆さんね、市民の方が頑張って集めたり、それで一生懸命集めて洗って、本当にもう丁寧に一つ一つぴかぴかにして、変な話ですけどね、リサイクルに出してる人もいるんですけども、当然それらの問題に関していえば、もう一つ、ライフサイクルアセスメントの発想からすれば、かえって環境負荷を与えてるような実態もあるんじゃないかと思ってます。その点で、今の現状のリサイクルの仕方、当市のリサイクルも含めてですけども、あり方が、例えばLCAと言いますが、ライフサイクルアセスメントの観点からいって問題ないのかどうかとか、そういう検討はされたことありますか。

○環境部長（田口茂夫君） ライフサイクルアセスメント、これを調査するには大変な作業になろうかというふうに認識はしてございます。具体的に当市において、この調査研究等をした経緯はございませんが、国ですとかでそういった指標によっても、その数字が大きく変わるということもございまして、国においても何度かそういった研究等は進められているというふうには聞いてございます。しかしながら、そういった研究の中をひもといてみますと、やはり直接燃やすよりもCO<sub>2</sub>の排出につきましては、こういった容器包装リサイクル法に基づく対応をするですとか、そういったことのほうが環境にも負荷は優しいというふうなことも書いてございますので、現在ペットボトルなどにつきましては、今議員からお話がありました単一素材ということもございまして、また、先ほどお話をさせていただきましたとおり、ペットボトルからペットボトルへというふうなところもふえているとともに、当然我々が目にしております卵パックですとか、医療にも使われているということから、やはりこういった再利用につきましては、進めていく必要があるというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） そのLCAですね、ライフサイクルアセスメントの観点のことでいうと、ちょっとこれ単純に燃やすよりは、当然云々という話も確かに原理的にはそうなんですけども、ただこれはちょっと話ずれますけども、3市共同のあの問題のときに、市民から多くの質問が出て、わざわざあそこにああいうものをつくって、それをまたやること自体が、リサイクルというよりはライフサイクルアセスメントからすると、かえって環境負荷が多いんじゃないかと。その回答が、実際は環境省による資料からそう出てるということも書いてありました。けれども、その環境省の資料自身は、結構、後からまたもう一回見直されてますよね。だから、ちょっとその根拠が、どこの根拠に基づいて、単純と言ったら変ですけど、基本的にプラスチック類を燃やすよりは一々分別して回収したほうが、環境にも負荷はないといえるのか、その辺は調査されたことありますか。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、当市においても、また今若干お話がありました3市においても、ライフサイクルアセスメント自体の実際的な調査をした経緯はございません。ただ、いろんな条件はあろうかとは思いますが、先ほど議員からお話がありましたとおり、国のああいった資料ですとか、そういったものを参考にさせていただき中で、また資源のない日本という国に基づいて、やはりこういった資源の再利用等につきましては、ある意味、大変重要な施策であるというふうな形では認識してるところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 部長のお答えは確かにそうなんですけども、ちょっと申しわけない。その言い方がまたちょっと誤解を招いちゃうんじゃないかと私は思っています。

つまり、アルミとか鉄とか紙類とか、そういったものはまさにそのとおりだと思うんですよ。リサイクルされて、有効活用されて、資源をうまく活用できると、環境にもいいというのは私はそう思います。紙類も決していろいろ、よく分析してみるとちょっとどうかかなと思う点もありますけども、それでもまだいえる。ただ、殊、プラスチックに関しては、そういうのかどうかというのが、私はかなり疑問だと思ってます。ですからこそ、例えば東京区内では、結局プラスチック類も燃やしましょうと、環境的にも問題ない、ダイオキシンも出ませんよということで燃やしている、そういう実態がある。多摩の幾つかの市もそうしてますよね。やはりいろいろ調べたら、どうもプラスチック類に関しては、まだ技術が追いついてないと。今、一生懸命回収

してやっても、ほとんど資源の再利用という意味になってないという観点から、やっぱりプラスチック類も燃やしていいですよということをしています。こういう実態があるのは、当然御存じだと思うんですけども、その辺からすれば、私はリサイクル全般を否定するつもりはありませんから、殊、プラスチックに関しては視点を定めるべきじゃないかと、もう一度考えるべきじゃないかと思ってます。

その点で、私から言わせれば、次の問題ですけども、回収方法ですね、その辺の見直しも考えたほうがいいんじゃないかと思ってるんです。例えば当市が出してるごみ分別ガイド、よくきちっとつくられてるし、これも評価はしますけども、ただプラスチック類、容器包装プラスチック類、ペットボトルもそうですけども、容器包装プラスチック類に関しては、基本的には燃やしたほうがかえって環境にもいいということが、私から言わせればそう思えます。つまり、書き方も、どうしても勘違いしちゃう。いろいろ書いてあるんですけど、もうほとんど無駄なように、ちょっとでも汚れてれば一生懸命洗ってきれいにして、そういうふうに戻している方も多くいらっしゃるんですよ。汚れたものは、確かにほかにも汚れたプラスチック類は可燃ごみへ入れてくださいとも書いてあるんですけど、やっぱり書き方をもうちょっとわかりやすくといいますか、ちょっとでも傷ついて汚れたものは、もう本当に可燃ごみへ入れてくださいとか、そういう書き方をしたほうがいいんじゃないかと思ってるんですけど、その点はどうでしょう。

○市長（尾崎保夫君） プラスチックを燃やすというふうな考え方でございますけど、私自身はそういう考え方は持ってございません。確かに過去において容リ協会のほうから、ペットボトルを回収して、またそれをペットに回収をし直すというか、素材をもとに戻すという顆粒な形、顆粒という粒、ペレット状のものにするということで、技術的なものは確立されてスタートしたんですけども、そのときの考え方というか、時代の流れというか、そういうふうなものが、まずはその当時はペットはお金をもらって回収してたんですね、相手側の。そういうビジネスモデルに基づいて、ペット・トゥ・ペット、あるいはボトル・トゥ・ボトルという形のものをしようということだったんですけど、ただ社会的な状況がそこについていってなかったというふうに思っています。

当時は、ボトル・トゥ・ボトルは、多分できなかった時代だったというふうに思いますけども、ただ残念なのは、確かに先ほど質問者が言ったLCA、ライフサイクルアセスメントについては、当時からのものについては、私自身も少し疑問はあるというふうに思ってますけども、ただ今現在、2社ぐらいがやってると思うんですけど、それはそのコストの関係、それからLCAの関係、そういうふうなものがある程度クリアした結果として今あるんだというふうに思っているわけですね。これを燃やすというか、要するにペットから、一番ベストはボトル・トゥ・ボトルという形がいいんじゃないかなと今の時点では思いますけども、それが医療にして、ほかのものに変わるにしても、変わった場合は、いずれは廃棄処分、これは処分を先送りしてるんだというふうに思ってますけど、ただその先送りですね。それをしても将来にわたって、その時点でプラスチックがいつまでもまたプラスチックに戻せないというふうなね、技術革新というか、イノベーションが起きることが、その可能性あるんだろうというふうに私は思っているわけですけどね。そして、今そのペットボトルを、そんな形で回収をしないで燃やすなり、あるいはほかのものというふうな考え方ではなくて、ボトル・トゥ・ボトルができるような、そういうふうな技術革新をしっかりと、国としてもやっていくべきだというふうに私自身は思っていますし、それは可能性として大いにあるだろうというふうに思っています。特に資源小国という日本においては、石油製品という形になるかなというふうに思いますけども、そのプラスチックの扱い方、安易に燃やすという考え方というのは、どうなのかなと私自身は思っています。要するに、技術的なイノベー

ションとか、そういうふうなものを否定するというか、育ちにくい、そういう社会環境をつくってしまうのではないかなというふうに思っています。そういった意味では、一生懸命じゃがじゃが洗うかどうかは別にしても、すすいでラベルをとって出していただいている。そういう市民の方々の思いというのは、これから先もいろんな面での技術革新等を含めて、そういうふうなものの基礎になる、あるいは励ましになるものだというふうに理解してますから、そういった意味で一概に全てを燃やすという考え方は、私自身は持っていないというところです。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと私のほうの言い方が誤解を与えたのか、よくわかりませんが、私としては今、ペットボトルは、まあしょうがないと、プラスチックの中で。ペットボトル、そのペット樹脂自身は単一素材ですから。つまり、それに関しては確かに言ってみれば回収して、燃やさなくても私はいろいろな、あと最近、イトーヨーカドーさんでも、持っていくとなんかポイントに変えてくれるというし、結構、皆さん持ってってくれて大変ありがたい状況になってますから、ペットボトルに関しては私も市長の考えと同じです。

ただ、私が言いたいのは、それ以外のプラスチック類はどうなのかということです。これはよく考えていただきたいのは、ペットボトルに関しては流通ルートもはっきりしてて、集める環境もきちっと整っています。つまり、単一素材のペットを集めやすい環境が整ってるからこそ、それもある面、リサイクル的なことはできている。ところが、それ以外のプラスチック類は、そういう環境ではないと思うんですよね。つまり、単一素材じゃないものをまぜれば、もうそれだけで実際利用価値がなくなってしまうようなもの。ですから、単一素材のものを、大ざっぱに分けても二十数種類のを分けていかなきゃいけない。それをきちっと単一のものに入れて、その流通ルートもつくって、回収するというのが果たしてできるのかなというのが、大変疑問に思っているんですけども、その点はどうでしょう。

○市長（尾崎保夫君） その個別のプラスチック自体がどうなるかというのは、今おっしゃったことは現時点では正しいというふうに私自身も思います。それを否定するつもりはないんですけども、ただ余りにもそういう考え方が前面に出過ぎてしまうとどうなのかということで、先ほどのことを申し上げたわけですけども、あれはペットボトルということで今現在は限定してお話をさせていただいて。

ただ、世の中というか、今企業のあり方等も含めて、ヨーカドーさんがあんなふうに始めていますけども、要するに従来のCSVという考え方からCSR、すなわち企業の社会的責任から共通価値の創造へ、あるいは共有価値の創造へというふうに切りかわって、もう既にきてるんだというふうに私自身は理解しています。ヨーカドーさんの行動というのは、多分CSRという考え方に基づいて行動してるんだというふうに思います。従来のCSVという考え方は、企業戦略としては成り立たないというふうに私自身は思っているわけですけど、CSRという考え方は、共有価値の創造ということでございますので、お互い利になるということですから、企業の戦略の中に位置づけられるものだというふうに考えてございます。

そういった意味では、プラスチックについても、そういう化学メーカーなりが、これから先、出てくるという可能性の芽まで摘んでしまうのではないかなという、そういう意味での危険性というか、心配、そういうふうな危惧をしているというところがございます。現実の問題としてはおっしゃることを、ライフサイクルアセスメントを考えれば、その他プラスチックのものについては、それをきちっとまたもとに戻すということは、今の時点では技術的には無理というふうに考えています。ですから、パレットや擬木だとか、そういうふうなものに変えて。これは処分するのを先延ばししてると、埋めるか燃やすかというそういう処分を先送りして

るものだというふうに考えています。ですから、その先に、果たしてその先になっても、まだ技術的なもので、それが対応できないのかどうかというのは、今の時点では見えないし、可能性は大いにあるんだろうと。きちっとできる可能性はあるんだろうと私自身は思っていますし、そういった意味ではそういうふうなところもしっかりと考えながら、10年、20年というスパンで考えていければいいかなというふうに思っています。

企業はどっちかっていうと短期的な利益を求めるというふうな考え方になりがちですけども、CSRという考え方は、短期的なという考え方にはなじまないのではないかなというふうに思っていますので、これからそういうふうなものが、もっともっと企業も、それから市民も、また行政も一緒になって考えていけるような、そんなふうな土壌を育てていければいいかなというふうには思っています。

○22番(中野志乃夫君) ありがとうございます。

基本的に企業の責任ですね、その辺は私も全くそのとおりで、本来だったら製造物責任で、当然企業が回収すべきものを、結局、今はなぜか自治体が多額の費用をかけて、本当に企業のためにやってあげてるようなのが、今のごみの行政の実態だと思うんですよね。その点では、やはりもっともっと企業側なり、そういう流通業界、また実際のそういう小売の業界も含めて、やはり積極的にかかわってもらわなくちゃいけないだろうと思ってます。

その点で、私も今回、イトーヨーカドーさんの試みなんかも大変高く評価するものなんですけれども、そうするとやっぱり市の出すこういうごみ分別ガイドでも、もっと大きく取り上げて、基本的にペットボトルはそういったところに持っていきましょと、市が回収するんじゃなくて、そういったところに持っていきましょという、もっと大きく打ち出すべきじゃないかと思ってるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 議員のほうからお話がありましたごみ分別ガイド、こちらにもリサイクル協力店ということで、市内の大手事業者の御了解をいただきまして、10店舗ほど掲載をさせていただいております。また先ほど市長からお話ございましたように、市内の大手事業所におきましては、ここでそういった事業の拡大などもされているということもございます。新たにまたこういったごみ分別ガイドを作成するなど、そういった際は、こういったPRの工夫をまた考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 当然ぜひそうしていただきたいし、とりわけ私は、積極的に企業がやってる努力は、別に個別の企業の努力だから金もうけだとかいう点で批判もあるかもしれないけど、私は積極的に、例えば市報なんかでも流していいと思うんですよね。こういうことをやってるから、できればそういったところにペットボトル、今回、イトーヨーカドーさんに行ってみて驚いたけど、紙類なんかもまとめて持っていくとそれもポイントになると。大変大きな箱といますか、そういったものまで設置してやっていますから、その意味では、それはやっぱり市報なりほかの方法でもいいですから、広く伝えて、そういった事業者さんがもっと積極的にもっとやろうとなることを、市としても努力すべきではないかと思います。

この問題は以上です。

次に、介護保険の問題です。

一応、今、要支援者に関して市としても他市の事例とか、今現状を調べてるところでの答えでありました。ただ、最終的には29年4月からの市の実施だということで、それに間に合わせるということなんですけども、実際問題、どうなんでしょう。これは市民への周知等もあるから、大体いつごろまでに、こういう形で市は今の要支援者に対して対応策をとる、こういう方法をとるというのを公表するなりする、その時期的には

どう考えているのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 新しい総合事業の移行でございますけれども、今議員のほうから御質問のありました点でございますが、検討する項目がかなりございます。例えばサービス、訪問型、今の訪問通所型、サービスについて典型的に見ても相当事業から、AからCまでの類型化がされているといったところもございまして、それぞれの単価設定も、それぞれの自治体でサービス量等を考慮して決めていかなければならない。また生活支援サービスといった、食事を配るですとか、あと見守りですとか、そういうサービスもございまして、現状では27年度、28年度にかけてそういう基準を検討して、なるべく早い時期には事業者の方への周知を図りたいというふうに考えてございます。

○22番（中野志乃夫君） まだいろいろ検討を進めてる段階ということでもありますけれども、一応、市内でも介護保険の派遣事業者の連絡会もあります。その中でも、早速、要支援者の扱いどうするのかと。まさかボランティアでやれという形で打ち切るわけにはいかないし、どうすればいいのかという事業者も、本当に不安に思っています。

そこで、あとあわせて2番に書いてありますけども、一方で各事業者もそうなんですけど、ヘルパー不足で本当に困ってます。これから団塊の世代の皆さんがどんどん、いわゆる介護保険の対象になってくる人がふえてくる。想定されているにもかかわらず、ヘルパーが本当になり手がいない。本当にどこも不足していて、募集をかけてもほとんど来ないとか、そういう実態に対して、逆に私としては今回のこの介護保険の制度改変を契機に、市としても逆にヘルパーを養成するような、またヘルパーを本当に集めるような、その人たちに要支援者、いろいろ介護してもらい、援助してもらいような、そういった大胆な発想の転換をしてもいいんじゃないかというふうにも思っています。

今の制度ですと、ヘルパーの資格、なぜかだんだん厳しくなって、2級ヘルパーが今、初任者研修という形に変わって、よりちょっと厳密にいろいろ研修するようになった。また普通ですとヘルパーさんになるのに、大体安いところで六、七万円、高いところで10万円ぐらいの研修費を払わなくちゃ実際にはヘルパーになれないと。そうすると、やってみたいと思っても、それだけのお金をかけて、仕事も大変だと聞いてると、なかなか踏み込めない人も多くいるわけですね。ですから、その点を考えると、逆に要支援者に関して市が、行政が、地方自治体が面倒を見ろと言ってんなら、もっと違う形で、費用もほとんど格安で、違う形でそういう要支援者を支援する人たちの養成するようなことの発想の転換を開いてもいいんじゃないかと思うんですけども、そういう点はどうでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうから、そういう御提案いただきましたけれども、今回の制度改正において、現行の訪問介護員、ヘルパーなどは有資格者ということで、いわゆる身体介護、重い介護、そちらのほうの専門的なものに従事をしていただいて、いわゆる要支援の方や、いわゆる生活の援助、家事援助が必要な方については、もう少しそういった資格のほうは緩和をするというようなことでも、国のほうで考えられていることとございます。現在、市のほうでは社会福祉協議会のほうが、さわやか講座ということで、さわやかサービスのヘルパーさんの養成というようなことで講座を実施しております、その中でそういった形で緩和した家事援助とか生活援助ができるような方たちを養成しているというような実態がございますので、私も今後この総合事業に移行していくことを検討する中で、そういった現行のそういうさまざまな資源等も活用しながら、考えていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 社協さんが、さわやかサービス等に関してのヘルパー養成をしているということでありますが、それはそれで非常に興味深い話なんですけども、ただこれはあれですよ、特段、支援者のためとか、そういうことじゃなくて、一応、事業展開されていると思うんですけども、市としてはその辺の社協さんを通じて、社協さんと連携して、いろいろなそういうヘルパーを養成していくような、そういう構想は、じゃ持たれるというか、今後検討するという方向で考えているのか、その辺はどうなんでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） その辺も含めて、今後のサービスを2025年に向けてどのように構築していくかということでございますので、つくるかつくらないかというところ、まだそこまでもいっておりませんが、例えばさまざまなサービスということで、今の社会資源を活用するというふうに言われておりますので、当市におきましては社会福祉協議会やシルバー人材センターで、既に家事援助なども行われておりますので、そういったものをさらに拡大して活用するかとかといったことも含めて、要請も含めてこれからの検討課題であるというふうに考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 社協さんが、シルバー人材センターさんも、別にそれはそれで大事な社会資源だと思いますので、活用していただきたいと思います。

ただ、あわせてちょっと実際、今、要支援者のヘルパー派遣を行っている、また通所者を迎え入れている事業者さんもいるわけです。そういった事業者などには、いつごろ、どういう形で、そういう説明なり、また逆にそういった人たちも含めて検討するとか、いろいろ協議をするとかいう考えはどうなんでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在、当市におきましては、まだ総合事業に移行しておりませんので、先ほど参事のほうからも御答弁させていただきましたが、当市におきましては平成29年4月から実施するというところでございます。ただ、その間、今議員のほうからお話がありました、現行の介護予防の要支援1・2の方へのホームヘルプサービスとデイサービスについては、事業所の方々とやはりいろいろ意見交換等もしていかなければいけないというふうに思っておりますので、この夏ぐらいを目途に始めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

私自身の実感といいますか、感想からいいますと、団塊の世代の人たちが、今後そうやってどんどん要介護対象者になっていくという一方で、意外と、例えば市内のスポーツクラブなどをのぞくと、五、六十代、もっとです、70代ぐらいの方たちがすごい一生懸命通って、すごい筋トレしてたり、一生懸命スポーツに励んだり運動してるんですね。私は前から思ってるのは、そういった人たちの力をうまく利用できないか。現場でつくづく思うんですけども、高齢者に対して若い人たちが合うかという、実態は私は違うなという実感を持っています。つまり、高齢者70代、80代、90代の方に対して、やはり若いヘルパーさんがなかなか打ち解けられるか。接したときに、なかなか共通の会話ができないんですよ。どうしても世代が違い過ぎて、一生懸命若いヘルパーさんは頑張るけども、いろんな介助の点では力があるから有利ですけども、実際の話し相手とかいろいろ、お年寄りの気持ちを酌んだいろんな話をする。そういったことは、もう本来だったら50代、60代、そういった方たちが適任だというのは実感しています。つまり、やはりより同じ、共通の会話もできる、いろんな話もできて、一番接しやすい、そういった年代の人たちをもっともっと活用するような方法でヘルパーをつくっていく、養成していければ、私は人材はあると思ってるんです。ですから、そういう観点でいろいろ検討

すべきかとは思ってますけども、実際にそういった年代の方たちを主に、何か対応策とかいう検討はされたことありますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 国のほうでも、現在言われておりますのは、多様なサービスを提供するというところで、そういった高齢者の方々の地域参加とか地域貢献というようなことで意欲を喚起して、いわゆる地域で、全体で今後ふえていく高齢者をお互いに支えていくというようなことでのボランティアなども想定されてるところでございます。私どもの市といたしましては、生活支援のボランティア制度を行っておりまして、現在、その参加している65歳以上の方々の人数もふえておりますことから、そういったところも活用しながら、今後ともそういった高齢者の方々が地域参加とか、社会貢献していただけるような方策等も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） まさに、それは私も前から思ってることなんですけども、ちょうど50代はまだあれですけども、60代、下手すれば70代前半といえますか、70歳の方でも、実際ヘルパー業務をやっている実態があります。とりわけ60代になれば、実際現役をリタイアして、言ってみれば年金しか収入がない人たちが、実はヘルパーさんというね、大してお金はもうからないかもしれませんが、ちょっとしたお小遣いにはなる。そういった仕事が少し気楽にできるという環境を整えれば、私はそういった年金暮らしの人たちも、ちょっと元気な人はいっぱいいますから、じゃそういう、言ってみればとりわけて難しいことをするわけじゃない。家事援助を手伝ってあげたり、一緒にお話し相手みたいな形で付き添ってあげたりとか、そういうことができ、それがちょっとした収入になるとなれば、私は本当に幾らでもまだ活用できる余地があると前から思っています。ですから、今回はたまたま国が財源不足から、要支援者、給付金から打ち切るということになって、こういう事態になってますけども、逆にそういったことを逆手にとって、地方自治体でもぜひ行政レベル、福祉部レベルで、新しいちょっと介護のあり方、東大和市独自の道でいいんですけれども、ぜひつくっていただいて、検討していただきたいことを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時31分 延会